第３章　都市計画対象事業実施区域及び
その周囲の概況

第3章　都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。調査範囲は、煙突からの排出ガスによる大気質への影響を考慮し、都市計画対象事業実施区域から半径３kmの範囲を基本とした。

3-1　自然的状況

3-1-1　大気質の状況

都市計画対象事業実施区域周辺の大気質については、半径約３kmの範囲に存在する一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の測定結果を用いて把握した。

都市計画対象事業実施区域周辺の大気環境常時測定局等の位置は図 3-1-1に、各測定局等における測定項目は表 3-1-1に示すとおりである。なお、自排局である鎌ケ谷初富測定局は平成28年度から現在(令和５年４月１日)まで休止中となっている。以下、各項目についての大気汚染の状況を述べる。

表 3-1-1　各測定局の測定項目（令和３年度）

種別	測定局名		所在地	測定場所	測定項目											都市計画対象事業実施区域からの距離
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	ダイオキシン類	有害大気汚染物質	
一般局	1	松戸五香 (松戸五香西)	松戸市五香西 ２-40-10	もとやま会館裏市有地	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	約2.7km
	2	鎌ケ谷軽井沢	鎌ケ谷市軽井沢 2060-32	軽井沢児童遊園	△	○	-	○	○	○	-	(○)	(○)	-	-	約3.0km
自排局	3	鎌ケ谷初富	鎌ケ谷市初富 924-６	市制記念公園	休止中											約3.0km
ダイオキシン類測定地点	4	柏市 しいの木台	柏市しいの木台 ３-２	高柳西小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	約0.5km

注１）「-」は、測定していない項目を示す。
注２）「(○)」は、有効測定とならなかった項目を示す。
注３）「△」は測定していない年度がある項目を示す。
注４）松戸五香測定局は、同じ場所でダイオキシン類及び有害大気汚染物質の測定（松戸五香西）も実施されている。
出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）
「令和３年度　ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

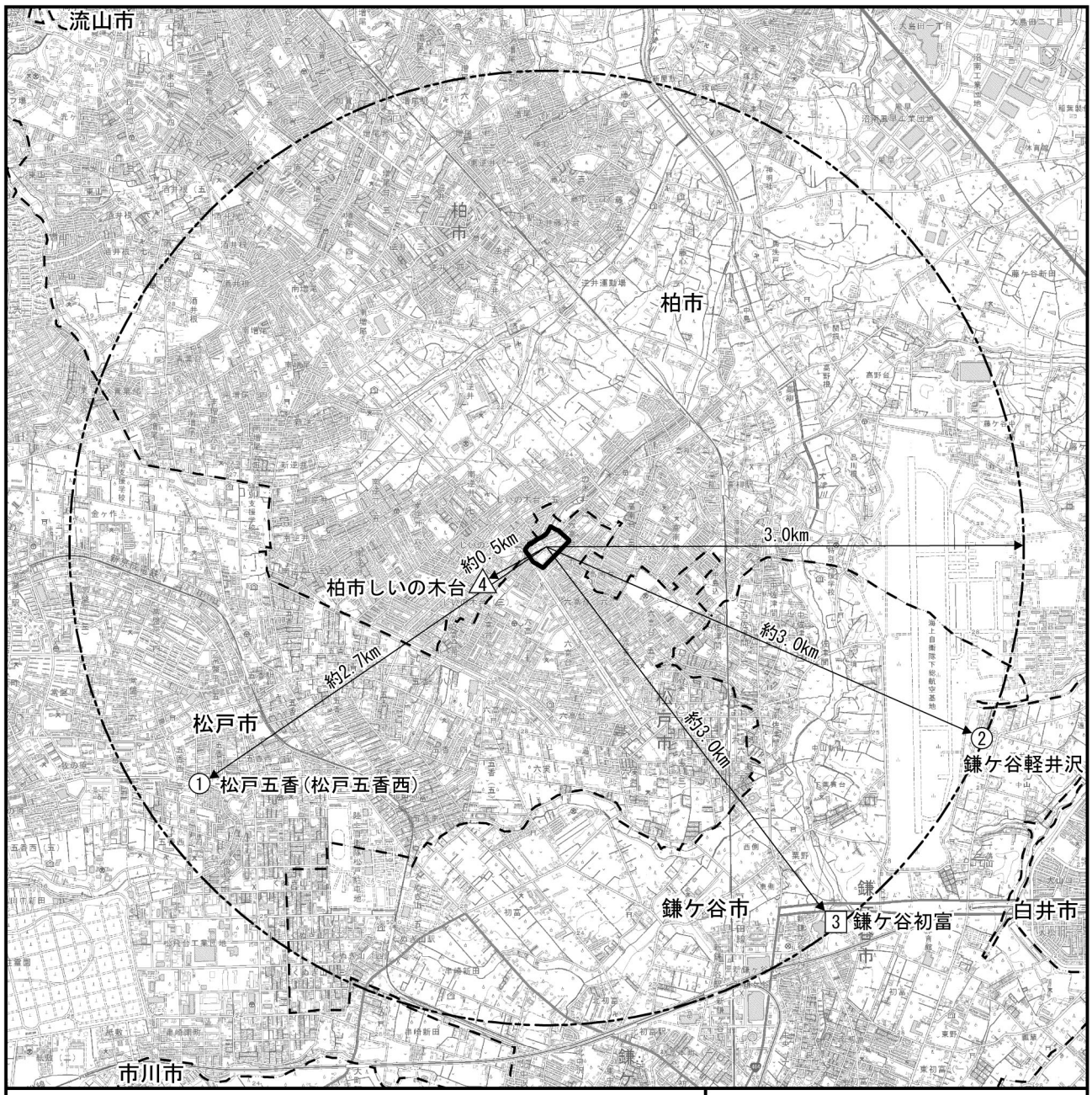

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- ○ 一般局
- □ 自排局
- △ ダイオキシン類測定地点

注）図中の番号は表 3-1-1 と一致する。

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）
「令和３年度　ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

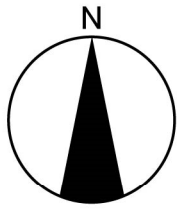

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-1　大気環境常時測定局位置図

１．二酸化硫黄（SO_2）

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化硫黄の令和３年度の測定結果は表3-1-2に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表 3-1-3及び図 3-1-2に示すとおりである。

松戸五香測定局(一般局)における二酸化硫黄の測定値は、環境基準（短期的評価：１時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下、長期的評価：日平均値の２％除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続していないこと）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 3-1-2　二酸化硫黄年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局		年平均値	１時間値が0.10ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppm を超えた日数	日平均値の２％除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準との比較注)
			(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	
一般局	1	松戸五香	0.000	0	0	0.001	○	○

注）環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：１時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること、長期的評価：日平均値の２％除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が２日以上連続していないこと）を達成していることを示す。
×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

表 3-1-3　二酸化硫黄年平均値の推移

単位：ppm

種別	測定局＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	2	鎌ケ谷軽井沢	0.001	0.001	0.001	0.001	-

注）「-」は未測定を示す。

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

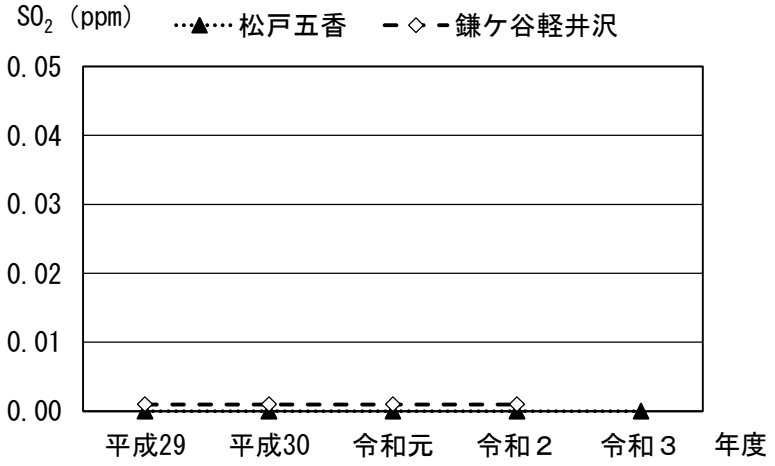

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）を基に作成

図 3-1-2　二酸化硫黄年平均値の推移

２．二酸化窒素（NO_2）

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化窒素の令和３年度の測定結果は、表3-1-4に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 3-1-5及び図 3-1-3に示すとおりである。

二酸化窒素は、いずれの測定局も環境基準（日平均値の年間98％値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成している。また、千葉県では二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間98％値が0.04ppm以下）が定められており、いずれの測定局も環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても減少傾向である。

表 3-1-4　二酸化窒素年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局		年平均値 (ppm)	日平均値の年間98％値 (ppm)	環境基準との比較注1)	千葉県環境目標値との比較注2)
一般局	1	松戸五香	0.010	0.028	○	○
	2	鎌ケ谷軽井沢	0.010	0.027	○	○

注１）環境基準との比較：○は環境基準（日平均値の年間98％値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成していることを示す。
×は環境基準を達成していないことを示す。

注２）千葉県環境目標値との比較：○は環境目標値（日平均値の年間98％値が0.04ppm以下）を達成していることを示す。
×は環境目標値を達成していないことを示す。

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

表 3-1-5　二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

種別	測定局＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香	0.014	0.012	0.012	0.011	0.010
	2	鎌ケ谷軽井沢	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

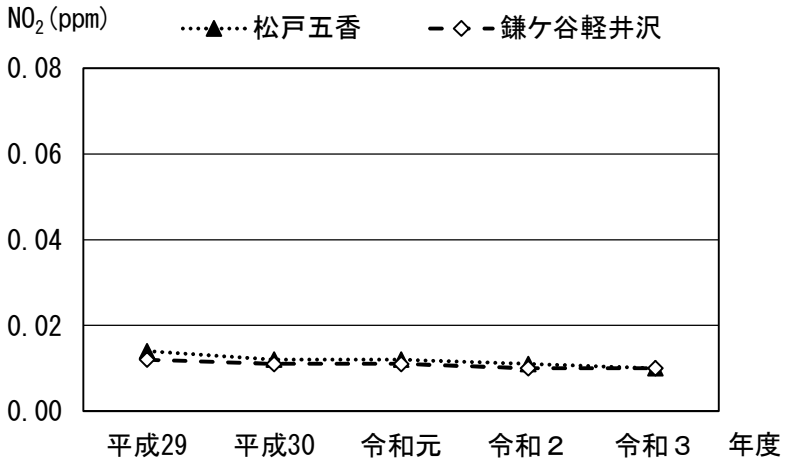

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）を基に作成

図 3-1-3　二酸化窒素年平均値の推移

３．光化学オキシダント

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、光化学オキシダントの令和３年度の測定結果は、表 3-1-6に示すとおりである。また、昼間の１時間値が0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるとき発令される。）以上の日数の経年変化は、表 3-1-7及び図 3-1-4に示すとおりである。

光化学オキシダントはいずれの測定局も環境基準（昼間の１時間値が0.06ppm以下）を達成していない。環境基準を超過した日数は、松戸五香測定局で25日、鎌ケ谷軽井沢測定局で56日となっている。

１時間値が0.12ppm以上の日数の経年変化は松戸五香測定局で０日、鎌ケ谷軽井沢測定局で０～２日となっている。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3-1-6　光化学オキシダント年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局名		昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較注1）	時間達成率注2）
			（日）	（時間）		（%）
一般局	1	松戸五香	25	65	×	98.8
	2	鎌ケ谷軽井沢	56	223	×	95.9

注１）環境基準との比較：○は環境基準（１時間値が0.06ppm以下）を達成していることを示す。
×は環境基準を達成していないことを示す。
注２）時間達成率：（昼間の環境基準達成時間／昼間の測定時間）×100（%）
出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

表 3-1-7　光化学オキシダントの昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数の推移

単位：日

種別	測定局＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香	0	0	0	0	0
	2	鎌ケ谷軽井沢	1	0	2	0	2

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

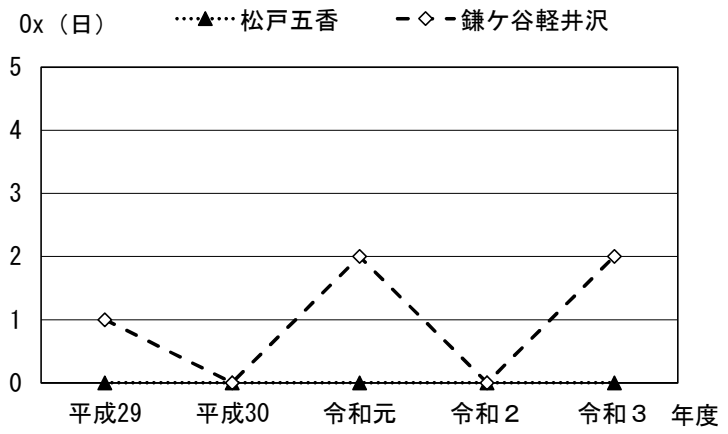

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）を基に作成

図 3-1-4　光化学オキシダントの昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数の推移

４．浮遊粒子状物質（SPM）

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、浮遊粒子状物質の令和３年度の測定結果は、表 3-1-8に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-9及び図 3-1-5に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：１時間値が0.20mg/m^{3}以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m^{3}以下、長期的評価：日平均値の２％除外値が0.10mg/m^{3}以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が２日以上連続していない）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても減少傾向である。

表 3-1-8　浮遊粒子状物質年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局		年平均値	1時間値が0.20mg/m^{3}を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日数	日平均値の２％除外値	日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準との比較注)
			(mg/m^3)	(時間)	(日)	(mg/m^3)	(有×・無○)	
一般局	1	松戸五香	0.010	0	0	0.029	○	○
	2	鎌ケ谷軽井沢	0.014	0	0	0.035	○	○

注）環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：１時間値が0.20mg/m^{3}以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m^{3}以下、長期的評価：日平均値の２％除外値が0.10mg/m^{3}以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が２日以上連続していない）を達成していることを示す。（長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。）
×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

表 3-1-9　浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位：mg/m^3

種別	測定局＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香	0.018	0.019	0.018	0.012	0.010
	2	鎌ケ谷軽井沢	0.017	0.018	0.016	0.016	0.014

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

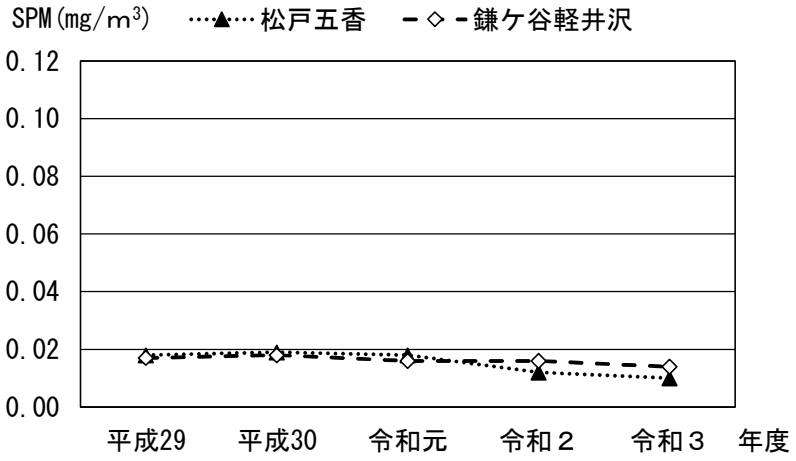

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年 12 月　千葉県）を基に作成

図 3-1-5　浮遊粒子状物質年平均値の推移（一般局）

５．微小粒子状物質（PM2.5）

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、微小粒子状物質の令和３年度の測定結果は、表 3-1-10に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-11及び図 3-1-6に示すとおりである。

鎌ケ谷軽井沢測定局(一般局)における微小粒子状物質の測定値は、環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が35μg/m^{3}以下、長期的評価：年平均値が15μg/m^{3}以下）を達成している。

鎌ケ谷軽井沢測定局における年平均値の経年変化は、減少傾向である。

表 3-1-10　微小粒子状物質年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局		日平均値の年間98%値 (μg/m^3)	短期基準との比較	年平均値 (μg/m^3)	長期基準との比較	環境基準との比較注)
一般局	2	鎌ケ谷軽井沢	21.5	○	8.9	○	○

注）環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：日平均値の年間98%値が35μg/m^{3}以下、長期的評価：年平均値が15μg/m^{3}以下）を達成していることを示す。(年間の有効測定日（１日の欠測が４時間を超えない日）数が250日以上の測定局を対象とする。)
×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

表 3-1-11　微小粒子状物質年平均値の推移

単位：μg/m^3

種別	測定局＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	2	鎌ケ谷軽井沢	12.5	12.3	10.7	10.7	8.9

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

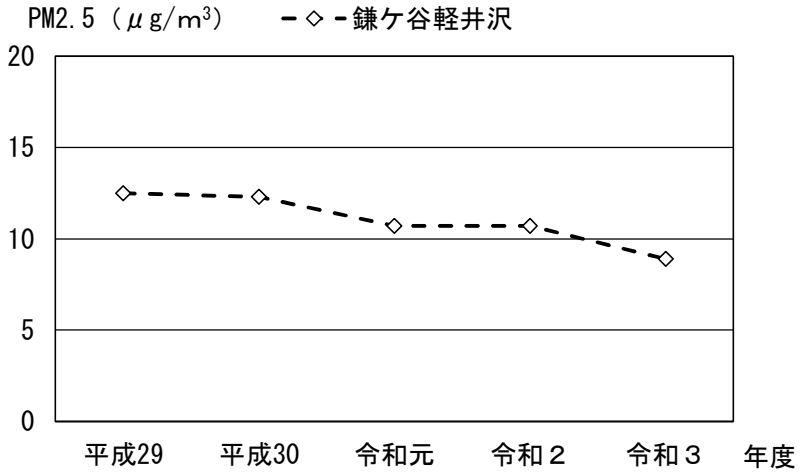

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）を基に作成

図 3-1-6　微小粒子状物質年平均値の推移

６．非メタン炭化水素

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、非メタン炭化水素の令和３年度の測定結果は、表 3-1-12に示すとおりである。また、非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は、表 3-1-13及び図 3-1-7に示すとおりである。

松戸五香測定局（一般局）における非メタン炭化水素の測定値は、指針値（午前６時から９時までの非メタン炭化水素の３時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、概ね減少傾向である。

表 3-1-12　非メタン炭化水素年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局		年平均値 (ppmC)	３時間平均値 (ppmC)	指針値との比較注3)	指針値 (ppmC)
一般局	1	松戸五香	0.11	0.12	○	３時間平均値が0.20から0.31の範囲以下

注１）３時間平均値は、午前６時から９時までの平均値を示す。
注２）ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。
注３）指針値との比較：○は環境基準(午前６時から９時までの非メタン炭化水素の３時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下)を達成していることを示す。
出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

表 3-1-13　非メタン炭化水素年平均値の推移

単位： ppmC

種別	測定局/年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香	年平均値	0.18	0.13	0.11	0.11	0.11
			３時間平均値	0.19	0.14	0.13	0.12	0.12

注１）３時間平均値は、午前６時から９時までの平均値を示す。
注２）ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。
出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）

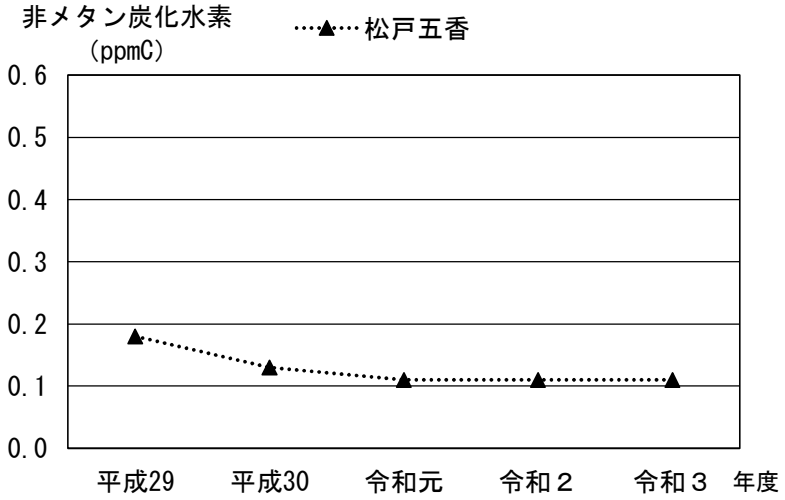

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）を基に作成

図 3-1-7　非メタン炭化水素年平均値の推移

7．ダイオキシン類

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、ダイオキシン類の令和３年度の測定結果は、表 3-1-14に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 3-1-15及び図 3-1-8に示すとおりである。

ダイオキシン類は、いずれの測定局も環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m^3以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばい傾向である。

表 3-1-14　ダイオキシン類年間測定結果（令和３年度）

単位：pg-TEQ/m^3

種別	測定局		測定結果	環境基準との比較注)	環境基準
一般局	1	松戸五香 (松戸五香西)	0.020	○	0.6以下
ダイオキシン類測定局	4	柏市しいの木台	0.014	○	

注）環境基準との比較：○は環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m^3以下)を達成していることを示す。
×は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和３年度　ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

表 3-1-15　ダイオキシン類年平均値の推移

単位：pg-TEQ/m^3

種別	測定局＼年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香 (松戸五香西)	0.036	0.036	0.031	0.032	0.020
ダイオキシン類測定局	4	柏市しいの木台	0.028	0.034	0.018	0.022	0.014

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成29～令和３年度）」（千葉県ホームページ）

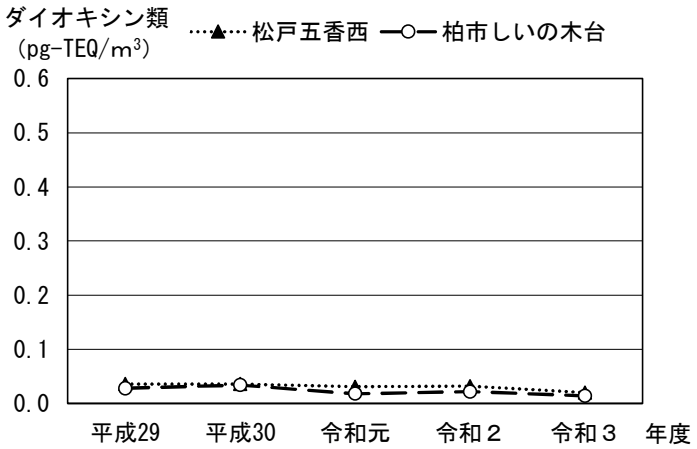

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成29～令和３年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-8　ダイオキシン類年平均値の推移

８．有害大気汚染物質

都市計画対象事業実施区域周辺における、環境基準が設定されている有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の令和３年度の測定結果は、表 3-1-16に示すとおりである。また、有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-17及び図 3-1-9に示すとおりである。

松戸五香測定局における有害大気汚染物質の測定値は、すべての項目において環境基準を達成している。

年平均値の経年変化は、ベンゼンは概ね横ばい、その他の項目は増加傾向である。

表 3-1-16　有害大気汚染物質年間測定結果（令和３年度）

種別	測定局		測定項目	年平均値 (μg/m³)	環境基準との比較注)	環境基準 μg/m³
一般局	1	松戸五香	ベンゼン	0.95	○	３以下
			トリクロロエチレン	0.78	○	130以下
			テトラクロロエチレン	0.19	○	200以下
			ジクロロメタン	2.5	○	150以下

注）環境基準との比較：○は環境基準を達成していることを示す。
出典：「令和３年度　有害大気汚染物質測定結果」（千葉県ホームページ）

表 3-1-17　有害大気汚染物質年平均値の推移

単位：μg/m³

種別	測定局/年度		測定項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般局	1	松戸五香	ベンゼン	1.3	0.80	1.6	1.1	0.95
			トリクロロエチレン	－	－	－	0.27	0.78
			テトラクロロエチレン	－	－	－	0.059	0.19
			ジクロロメタン	－	－	－	1.3	2.5

注）表中の「－」は調査を行っていないことを示す。
出典：「有害大気汚染物質測定結果（平成29～令和３年度）」（千葉県ホームページ）

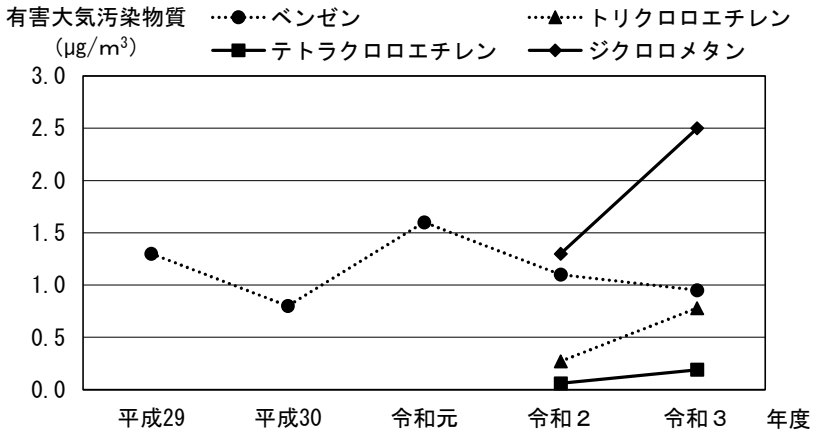

出典：「有害大気汚染物質測定結果について（平成29～令和３年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-9　松戸五香測定局における有害大気汚染物質年平均値の推移

3-1-2　気象の状況

都市計画対象事業実施区域最寄りの気象観測所である船橋観測所（都市計画対象事業実施区域南東側約11.4km）の概要は、表 3-1-18に示すとおりである。

また、船橋観測所及び都市計画対象事業実施区域最寄りの風向・風速の観測局（一般環境大気測定局）である松戸五香測定局の位置は、図 3-1-10に示すとおりである。

船橋観測所における10年間（平成24～令和３年）の気象概況は、表 3-1-19(1)～(3)に示すとおりである。過去10年間の平均を見ると、年間降水量は1,510.0mm（最大日降水量：224.0mm）、年間平均気温は15.8℃（最高気温：39.0℃、最低気温：-4.7℃）、年間平均風速は1.9m/秒（最大風速：11.0m/秒）となっている。

表 3-1-18　船橋観測所の概要

所在地	北緯	東経	観測所の標高	風速計の地上高さ	観測開始年月日
船橋市薬円台	35度42.7分	140度2.6分	28m	7.9m	平成11年８月３日

出典：「地域気象観測所一覧」（令和５年３月　気象庁）

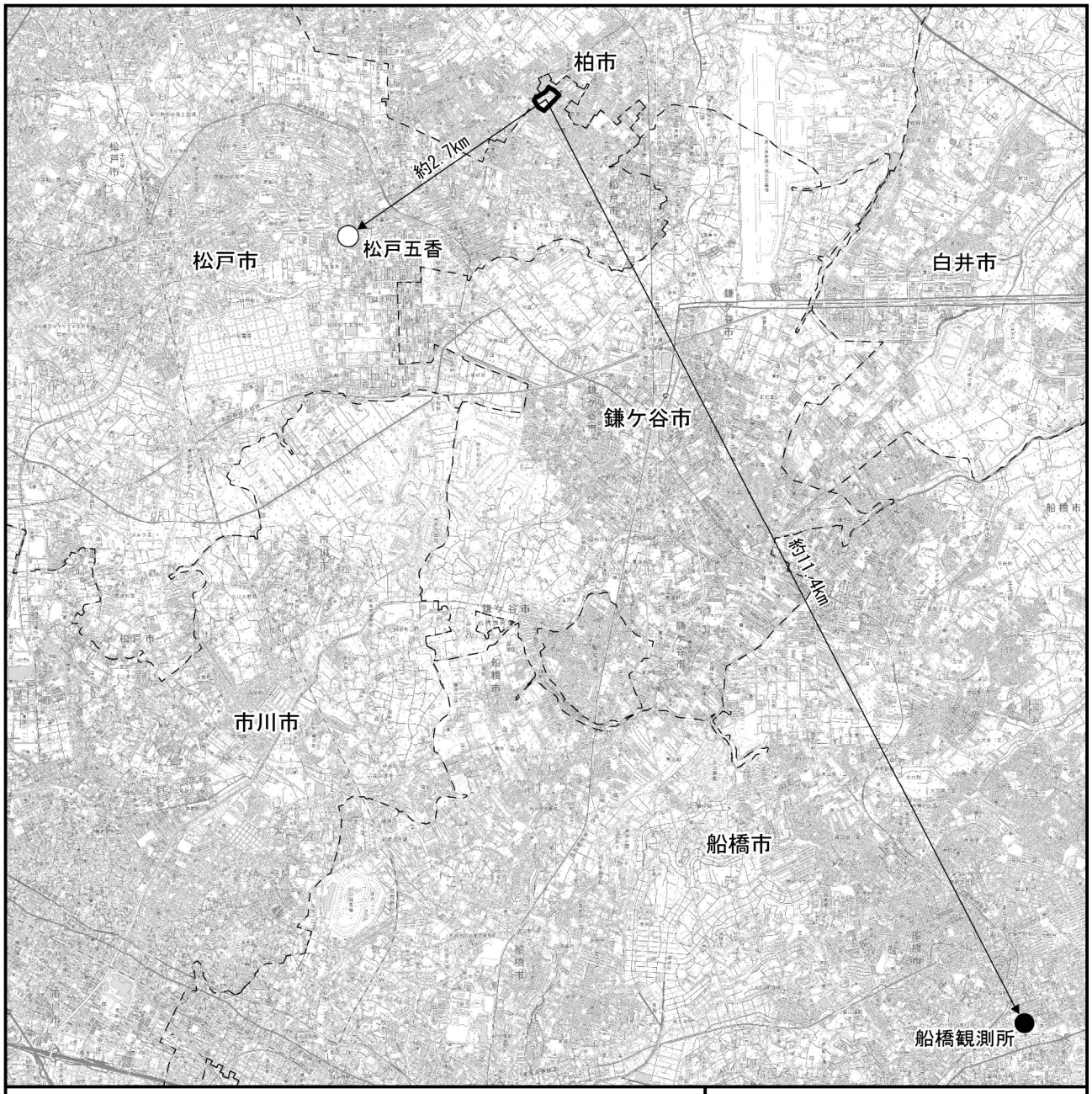

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 気象観測所
- 一般局

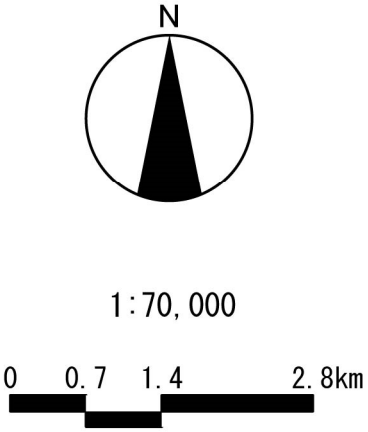

出典：「令和３年度　大気環境常時測定結果」（令和４年12月　千葉県）
「地域気象観測所一覧」（令和５年３月　気象庁）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-10　都市計画対象事業実施区域周辺の気象観測地点

表 3-1-19(1)　船橋観測所の気象概況（降水量）

項目 / 年		年間（月間）降水量 (mm)	最大日降水量 (mm)	最大日降水量 起日	最大時間降水量 (mm)	最大時間降水量 起日
平成24年		1,493.0	63.0	６月19日	39.0	６月22日
平成25年		1,482.0	224.0	10月16日	58.5	10月16日
平成26年		1,632.5	139.5	10月６日	41.0	９月11日
平成27年		1,553.0	98.5	９月10日	33.0	７月４日
平成28年		1,550.0	95.0	８月22日	47.0	８月２日
平成29年		1,366.0	119.5	10月22日	28.0	９月28日
平成30年		1,216.5	53.5	５月13日	19.5	５月13日
令和元年		1,687.0	147.0	10月25日	35.5	９月９日
令和２年		1,395.0	77.5	４月18日	47.5	８月22日
令和３年		1,724.5	90.5	10月１日	43.0	８月31日
	１月	40.0	18.0	１月23日	2.5	１月23日
	２月	61.0	46.5	２月15日	15.0	２月15日
	３月	175.5	68.0	３月13日	20.0	３月29日
	４月	123.0	39.0	４月29日	14.5	４月18日
	５月	101.1	29.5	５月27日	16.0	５月１日
	６月	100.0	46.0	６月29日	16.0	６月29日
	７月	262.5	71.0	７月２日	18.5	７月３日
	８月	343.5	90.0	８月15日	43.0	８月31日
	９月	109.5	52.5	９月18日	18.0	９月18日
	10月	207.0	90.5	10月１日	12.0	10月１日
	11月	74.5	38.5	11月９日	10.0	11月９日
	12月	127.0	47.5	12月８日	11.5	12月１日
全期間		平均 1,510.0	最大 224.0	－	最大 58.5	－

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3-1-19(2)　船橋観測所の気象概況（気温）

項目 / 年	年間（月間）平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最高気温 起日	最低気温 (℃)	最低気温 起日
平成24年	15.0	35.2	８月25日	-4.7	２月19日
平成25年	15.7	39.0	８月11日	-3.1	２月25日
平成26年	15.4	35.5	７月25日	-3.5	１月16日
平成27年	15.9	36.6	８月７日	-3.4	２月10日
平成28年	16.0	37.9	８月９日	-3.2	１月25日
平成29年	15.4	36.7	８月９日	-4.2	１月16日
平成30年	16.3	37.1	７月23日	-4.1	１月26日
令和元年	16.1	36.2	８月１日	-2.1	１月７日
令和２年	16.1	37.2	８月17日	-4.3	２月７日
令和３年	16.2	36.0	８月26日	-4.6	１月９日
１月	4.6	16.7	１月16日	-4.6	１月９日
２月	8.1	20.0	２月22日	-1.8	２月19日
３月	12.3	22.2	３月29日	1.7	３月４日
４月	14.6	26.5	４月22日	5.4	４月15日
５月	19.3	29.1	５月25日	9.0	５月３日
６月	22.5	31.7	６月８日	15.1	６月１日
７月	25.7	34.6	７月19日	19.3	７月４日
８月	27.2	36.0	８月26日	18.7	８月15日
９月	22.1	31.7	９月23日	16.1	９月７日
10月	17.8	28.6	10月８日	6.9	10月24日
11月	13.2	21.7	11月８日	2.5	11月30日
12月	7.3	20.0	12月１日	-3.3	12月27日
全期間	平均 15.8	最高 39.0	－	最低 -4.7	－

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3-1-19(3)　船橋観測所の気象概況（風速及び年間日照時間）

項目 / 年	年間（月間）平均風速 (m/秒)	最大風速 (m/秒)	最大風速 風向	最大風速 起日	年間（月間）日照時間 (時間)
平成24年	1.9	9.1	南南西	６月20日	2,087.8
平成25年	1.9	9.8	北北西	10月16日	2,191.3
平成26年	1.9	8.4	北西	３月６日	2,134.0
平成27年	1.9	8.5	南南西	５月12日	2,010.2
平成28年	1.8	9.4	南西	８月22日	1,884.6
平成29年	1.9	8.1	北西	２月21日	2,066.5
平成30年	1.9	11.0	南西	10月１日	2,132.2
令和元年	1.8	10.4	南	10月12日	1,943.7
令和２年	1.8	9.2	北北東	４月13日	1,908.8 注1)
令和３年	1.8	7.8	西北西	12月18日	1,784.9] 注2)
１月	1.6	7.7	南西	１月７日	179.2
２月	2.0	7.2	南西	２月４日	216.8
３月	2.0	7.2	西北西	３月13日	176.7) 注3)
４月	2.2	6.5	南西	４月18日	226.8
５月	2.1	6.7	南南西	５月２日	150.7
６月	1.6	5.9	南	６月４日	143.7
７月	1.6	5.2	南西	７月28日	178.6
８月	2.0	7.4	南西	８月10日	194.4
９月	1.7	4.9	北東	９月19日	125.6
10月	1.7	5.9	北	10月１日	173.0
11月	1.5	6.1	南西	11月10日	209.2
12月	1.7	7.8	西北西	12月18日	206.2
全期間	平均 1.9	最大 11.0	－	－	平均 2,014.4

注１）--- 観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合又は観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。
注２）　] 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。
注３）　) 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

また、松戸五香測定局における令和３年度の季節別風配図は、図 3-1-11に示すとおりである。全季の風配図を見ると、松戸五香測定局では北北西の風が最も多く、平均風速は2.4m/秒となっている。

なお、松戸五香測定局の位置は、図 3-1-10に示したとおりである。

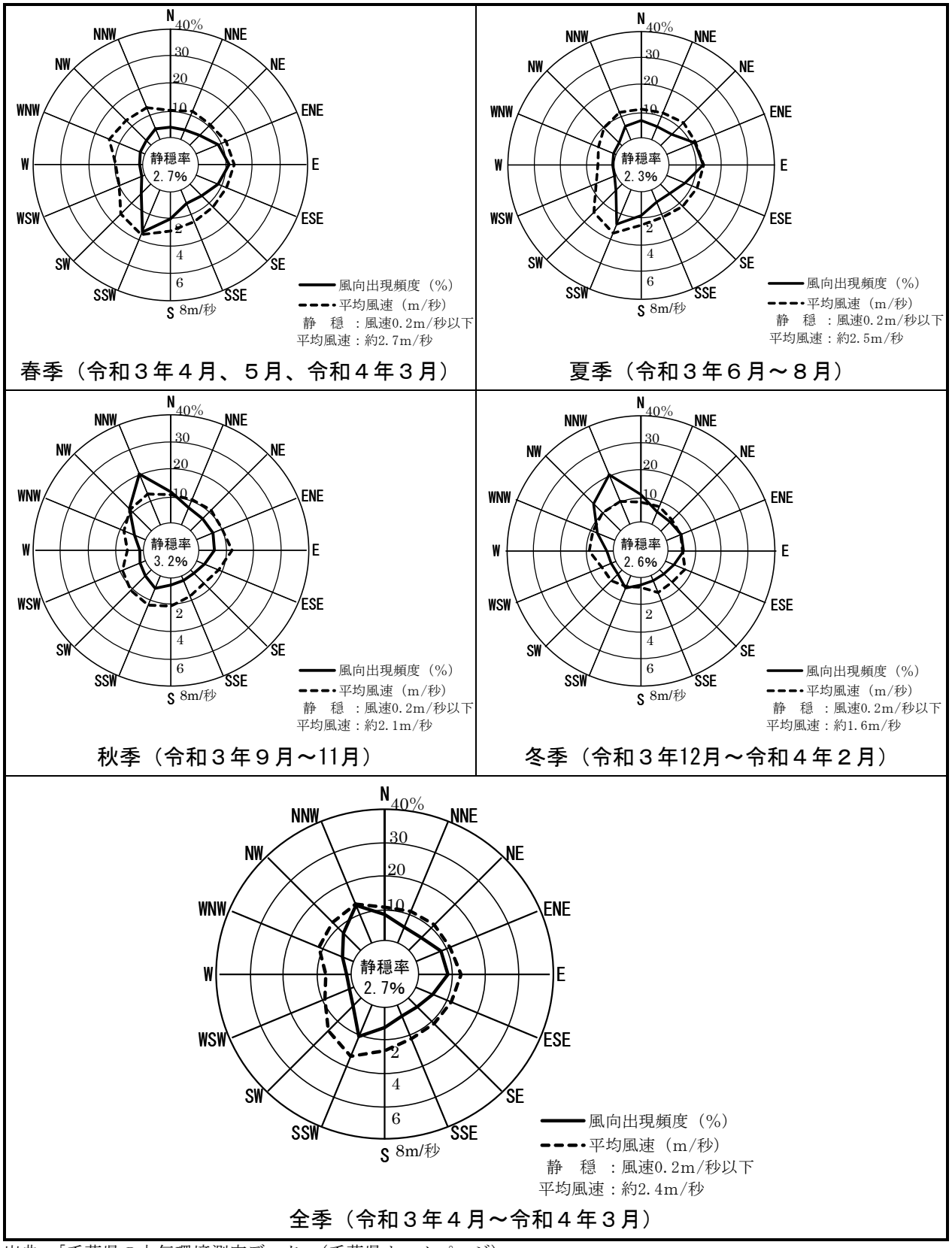

出典：「千葉県の大気環境測定データ」（千葉県ホームページ）

図 3-1-11　松戸五香測定局における風配図

3-1-3　水質の状況

都市計画対象事業実施区域周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は表 3-1-20及び図 3-1-12に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の河川における測定結果は表 3-1-21に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に適用される。

令和３年度における公共用水域の水質測定結果は、栗野コミセン際のDO及びBODにおいて環境基準を超過している。その他の地点はすべての項目において環境基準に適合している。

また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺において、公共用水域のダイオキシン類調査は行われていない。

表 3-1-20　公共用水域水質測定地点（令和３年度）

区分	水域名	地点番号	地点名	環境基準注)		調査機関名
				ＢＯＤ等	水生生物	
河川	大津川	1	上大津川 (クリーンセンター横)	Ｃ類型	Ｂ類型	松戸市
		2	大宮橋	Ｃ類型	Ｂ類型	柏市
		3	芦川橋	Ｃ類型	Ｂ類型	
		4	佐津間山王橋下	Ｃ類型	Ｂ類型	鎌ケ谷市
		5	栗野県道船橋我孫子線際	Ｃ類型	Ｂ類型	
		6	栗野コミセン際	Ｃ類型	Ｂ類型	
	染井入落	7	工業団地下	－	－	柏市

注）生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は全公共用水域に適用される。
出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）
「令和４年版　環境の現状と対策」（令和４年10月　松戸市）
「令和３年度版　柏市環境白書」（令和５年１月　柏市）
「令和４年版　鎌ケ谷市環境の概況」（令和５年３月　鎌ケ谷市）

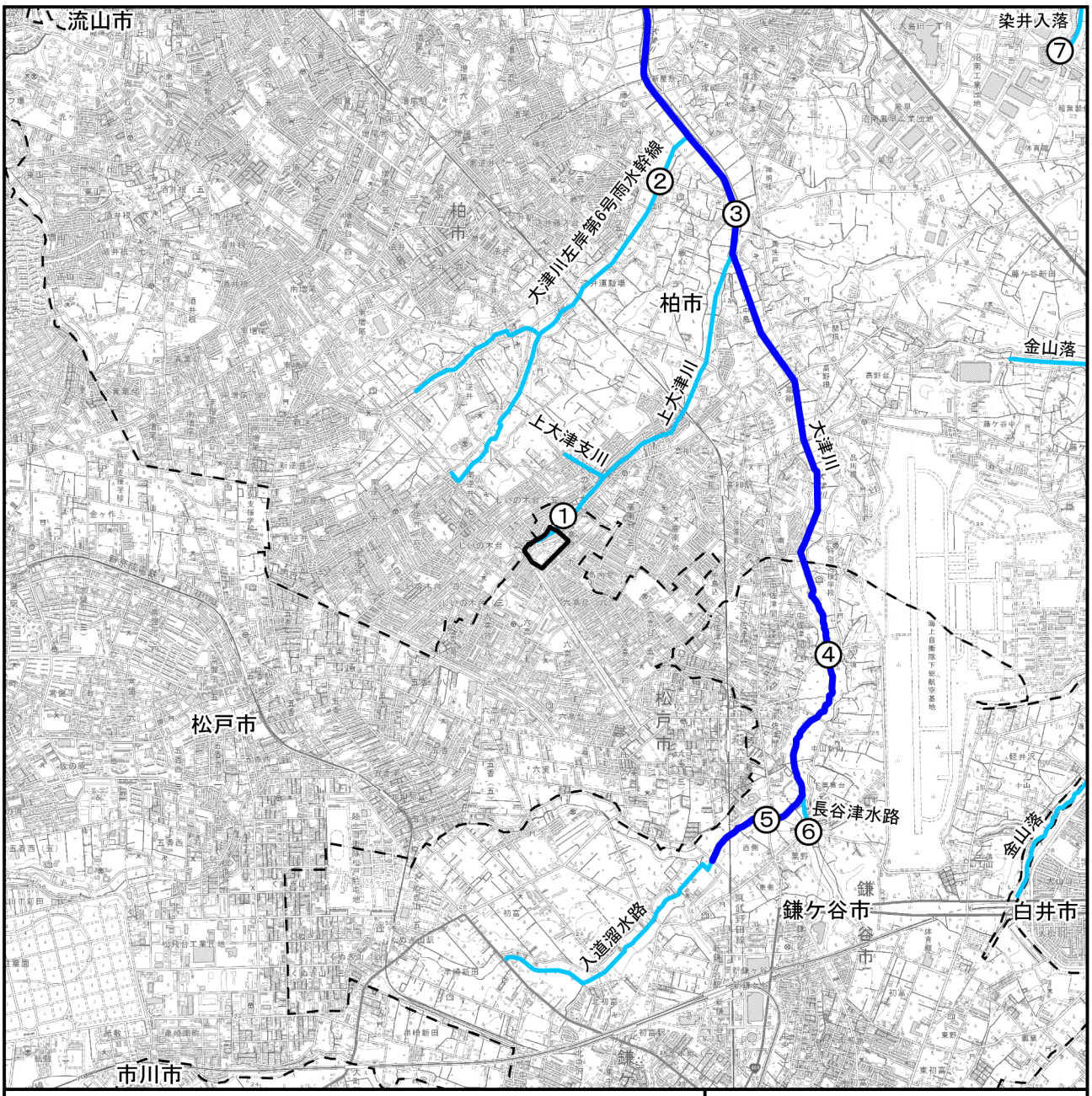

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一級河川区間
- その他の河川
- 河川水質測定地点

注）図中の番号は表 3-1-20 と一致する。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）
「令和４年版　環境の現状と対策」（令和４年10月　松戸市）
「令和３年度版　柏市環境白書」（令和５年１月　柏市）
「令和４年版　鎌ケ谷市環境の概況」（令和５年３月　鎌ケ谷市）
「国土数値情報（河川）」（国土交通省ホームページ）
この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-12　公共用水域水質測定地点図

表 3-1-21(1)　公共用水域の水質測定結果（河川　令和３年度）

項目	測定地点名		河川 大津川 ①上大津川(クリーンセンター横)	②大宮橋	③芦川橋	環境基準
環境基準類型		ＢＯＤ等	Ｃ類型	Ｃ類型	Ｃ類型	河川Ｃ
		水生生物	Ｂ類型	Ｂ類型	Ｂ類型	生物Ｂ
生活環境項目	ｐＨ		－	7.9	7.8	6.5以上8.5以下
	ＤＯ	(mg/L)	－	8.9	9.0	5mg/L以上
	ＢＯＤ（75%値）	(mg/L)	2.1	2.0	3.0	5mg/L以下
	ＣＯＤ（75%値）	(mg/L)	－	4.4	4,7	－
	ＳＳ	(mg/L)	－	3.0	5.3	50mg/L以下
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	－	－	－	－
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	－	－	－	－
	全窒素	(mg/L)	－	5.5	6.1	－
	全リン	(mg/L)	－	0.24	0.31	－
	全亜鉛	(mg/L)	－	0.014	0.017	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	－	－	－	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	－	－	－	0.05mg/L以下
健康項目	カドミウム	(mg/L)	－	－	－	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	－	－	－	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	－	<0.001	0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	－	－	－	0.05mg/L以下
	砒素	(mg/L)	－	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	－	－	－	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	検出されないこと。
	ＰＣＢ	(mg/L)	－	－	－	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	－	－	－	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	－	－	－	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	１mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	－	－	－	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	－	－	－	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	－	－	－	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	－	－	－	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	－	－	－	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	－	－	－	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	－	－	－	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	－	－	－	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	－	－	－	１mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	－	－	－	0.05mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	－	4.98	5.01	10mg/L 以下

注１）令和４年４月１日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」、大腸菌群数は大腸菌数（CFU/100ml）に項目が変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。
注２）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注３）表中の「－」は調査を行っていないことを示す。
出典：「令和４年版　環境の現状と対策」（令和４年10月　松戸市）
「令和３年度版　柏市環境白書」（令和５年１月　柏市）

表 3-1-21(2)　公共用水域の水質測定結果（河川　令和３年度）

項目	測定地点名	河川				環境基準
		大津川			染井入落	
		④佐津間 山王橋下	⑤粟野県道 船橋我孫子線際	⑥粟野 コミセン際	⑦工業団地下	
環境基準類型	ＢＯＤ等	Ｃ類型	Ｃ類型	Ｃ類型	－	河川Ｃ
	水生生物	Ｂ類型	Ｂ類型	Ｂ類型	－	生物Ｂ
生活環境項目	ｐＨ	7.4	7.2	7.3	7.1	6.5以上8.5以下
	ＤＯ (mg/L)	8.5	8.6	4.9	7.2	5mg/L以上
	ＢＯＤ（75%値） (mg/L)	3.4	4.9	8.1	3.9	5mg/L以下
	ＣＯＤ（75%値） (mg/L)	5.5	－	－	4.6	―
	ＳＳ (mg/L)	4.2	1.9	3.6	2.8	50mg/L以下
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	526,333	468,750	607,500	43,450	―
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	－	－	－	<0.5	―
	全窒素 (mg/L)	9.8	－	－	5.9	―
	全リン (mg/L)	0.22	－	－	0.69	―
	全亜鉛 (mg/L)	－	－	－	0.016	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール (mg/L)	－	－	－	－	0.002mg/L以下
	LAS (mg/L)	－	－	－	－	0.05mg/L以下
健康項目	カドミウム (mg/L)	不検出	－	－	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン (mg/L)	不検出	－	－	<0.1	検出されないこと。
	鉛 (mg/L)	不検出	－	－	<0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム (mg/L)	不検出	－	－	<0.005	0.05mg/L以下
	砒素 (mg/L)	不検出	－	－	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀 (mg/L)	不検出	－	－	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀 (mg/L)	不検出	－	－	－	検出されないこと。
	ＰＣＢ (mg/L)	不検出	－	－	<0.0005	検出されないこと。
	ジクロロメタン (mg/L)	不検出	－	－	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素 (mg/L)	不検出	－	－	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	不検出	－	－	<0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	不検出	－	－	<0.01	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	不検出	－	－	<0.004	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	不検出	－	－	<0.1	１mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	不検出	－	－	<0.0006	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	不検出	－	－	0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	不検出	－	－	<0.001	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	不検出	－	－	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム (mg/L)	不検出	－	－	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン (mg/L)	不検出	－	－	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ (mg/L)	不検出	－	－	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン (mg/L)	不検出	－	－	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン (mg/L)	不検出	－	－	<0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素 (mg/L)	不検出	－	－	<0.08	0.8mg/L以下
	ほう素 (mg/L)	不検出	－	－	<0.1	１mg/L以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	不検出	－	－	－	0.05mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	8.06	－	－	3.90	10mg/L 以下

注１）令和４年４月１日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」、大腸菌群数は大腸菌数（CFU/100ml）に項目が変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。
注２）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注３）表中の「－」は調査を行っていないことを示す。
注４）表中の　　は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和３年度版　柏市環境白書」（令和５年１月　柏市）
「令和４年版　鎌ケ谷市環境の概況」（令和５年３月　鎌ケ谷市）

都市計画対象事業実施区域周辺で実施されている地下水質測定地点は、図 3-1-13に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の周辺で実施されている地下水質調査は概況調査が８地点、継続監視調査が６地点、要監視項目調査が３地点となっており、調査結果は表 3-1-22(1)～(4)に示すとおりである。令和３年度における地下水質調査結果は、概況調査２地点（松飛台、中央２丁目）及び継続監視調査６地点（紙敷１丁目、紙敷３丁目、松飛台、六実３丁目、塚崎、軽井沢）において、一部の項目が環境基準を超過している。

また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺において、地下水のダイオキシン類調査は行われていない。

表 3-1-22(1)　地下水質調査結果（概況調査　令和３年度）

項目＼地点		松戸市			柏市	環境基準
		①金ケ作	②常盤平７丁目	③松飛台	④逆井	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.002	0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	0.002	0.015	0.004	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	2.7	14	5.6	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	0.15	不検出	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	0.1	不検出	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.012	0.05mg/L以下

注１）令和４年４月１日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。
注２）表中の「-」は調査を行っていないことを示す。
注３）表中の　　は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和３年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-22(2)　地下水質調査結果（概況調査　令和３年度）

項目 ＼ 地点		柏市			鎌ケ谷市	環境基準
		⑤東山２丁目	⑥増尾	⑦高柳	⑧中央２丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	0.009	不検出	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	0.004	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.06	8.3	不検出	14	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	0.27	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	１mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注１）令和４年４月１日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。
注２）表中の「-」は調査を行っていないことを示す。
注３）表中の　　は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和３年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-22(3)　地下水質調査結果（継続監視調査　令和３年度）

項目＼地点		松戸市				柏市	鎌ヶ谷市	環境基準
		⑨紙敷１丁目	⑩紙敷３丁目	⑪松飛台	⑫六実３丁目	⑬塚崎	⑭軽井沢	
カドミウム	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(ＰＣＢ)	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.2	不検出	0.085	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	－	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.32	0.001	0.023	0.004	0.003	0.032	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0068	0.13	0.0033	5.8	0.0064	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	１mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	－	－	－	－	－	－	0.05mg/L以下

注１）令和４年４月１日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。
注２）表中の「－」は調査を行っていないことを示す。
注３）表中の　　は、環境基準を超過していることを示す。
出典：「令和３年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-22(4)　地下水質調査結果（要監視項目調査　令和３年度）

項目 ＼ 地点		松戸市			指針値[注2)]
		⑮金ヶ作	⑯松飛台	⑰増尾	
クロロホルム	(mg/L)	－	－	－	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	－	－	－	0.06mg/L以下
ｐ-ジクロロベンゼン	(mg/L)	－	－	－	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	－	－	－	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	－	－	－	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	－	－	－	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	－	－	－	0.04mg/L以下
オキシン銅	(mg/L)	－	－	－	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	－	－	－	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	－	－	－	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
ジクロルボス	(mg/L)	－	－	－	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	－	－	－	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	－	－	－	0.008mg/L以下
クロルニトルフェン	(mg/L)	－	－	－	
トルエン	(mg/L)	－	－	－	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	－	－	－	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	－	－	－	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	
モリブデン	(mg/L)	－	－	－	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	0.0011	不検出	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	－	－	－	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	－	－	－	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	－	－	－	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	－	－	－	0.00005mg/L以下

注１）表中の「－」は調査を行っていないことを示す。
注２）この指針値は、平成２１年11月30日付け環水企発第091130004号・環水土発第091130005号の環境省水・大気環境局長通知により示されている要監視項目の指針値である。
出典：「令和３年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

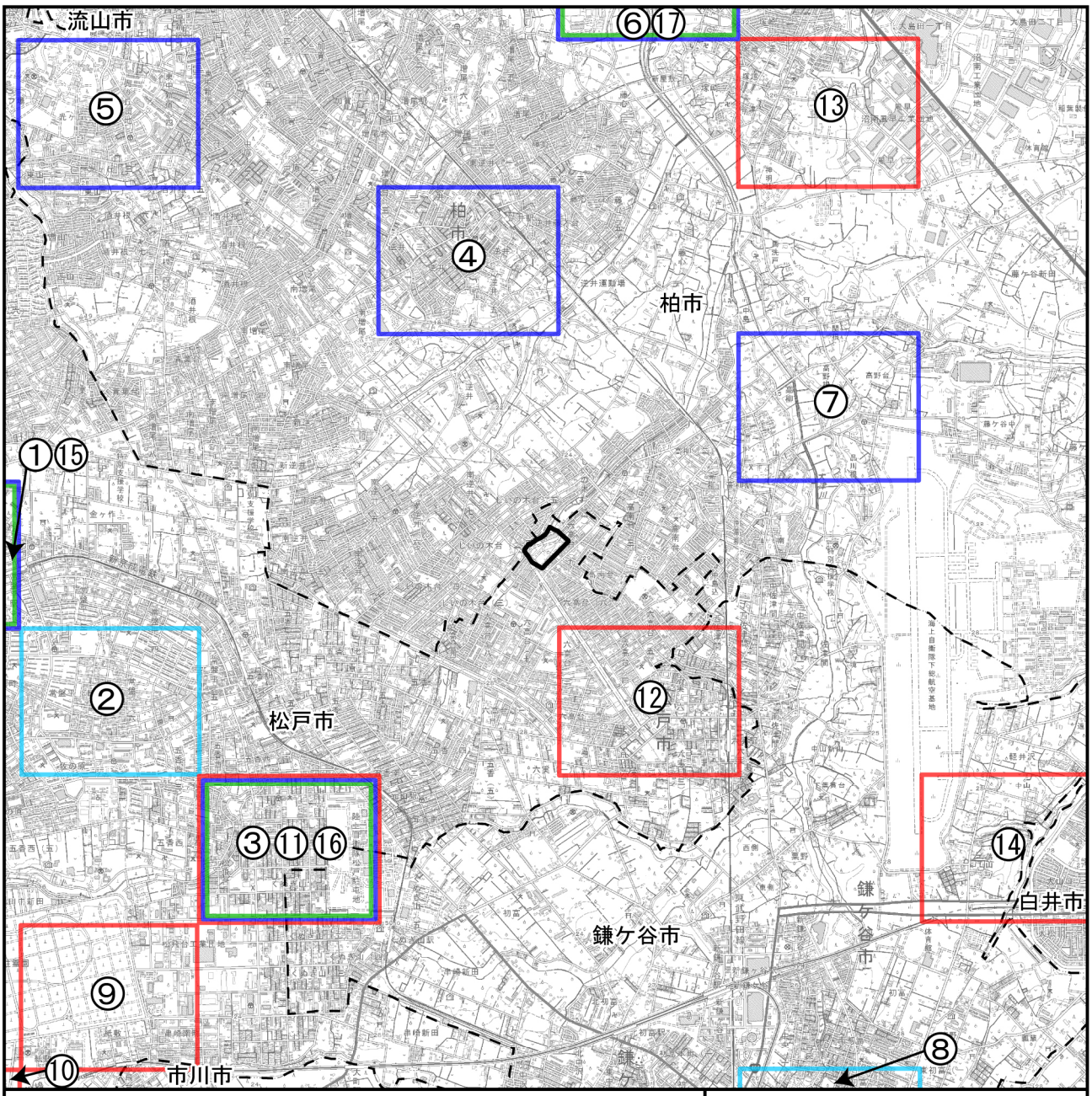

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 概況調査地点(移動観測)
- 概況調査地点(定点観測)
- 継続監視調査地点
- 要監視項目調査地点

注１）図中の番号は表 3-1-22(1)～(4)と一致する。
注２）地下水の概況調査地点(移動観測)は２km メッシュ（松戸市、柏市は１km メッシュ）、概況調査地点(定点観測)、継続監視調査地点及び要監視項目調査地点は１km メッシュである。

出典：「令和３年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-13　地下水質測定地点図

3-1-4　水象の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の河川等の状況は図 3-1-14に、主要な河川は表 3-1-23に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の主要な河川としては、都市計画対象事業実施区域東側に一級河川である大津川が存在し手賀沼に流れている。また、都市計画対象事業実施区域東側には金山落が存在し下手賀沼を経由して、下手賀川に流れている。その他、都市計画対象事業実施区域の北東側に大津川の支川である上大津川等が流れている。

表 3-1-23　主要な河川（一級河川）

種別	水系名	河川名	区分		延長 (km)
			上流端	下流端	
一級河川	利根川	大津川	鎌ケ谷市佐津間字芝原賀616番１地先の市道橋	手賀沼への流入点	左右岸 各7.9
	利根川	下手賀川	下手賀沼からの流出点	手賀川への合流点	左右岸 各1.9

出典：「令和３年　千葉県統計年鑑（河川）」（千葉県ホームページ）

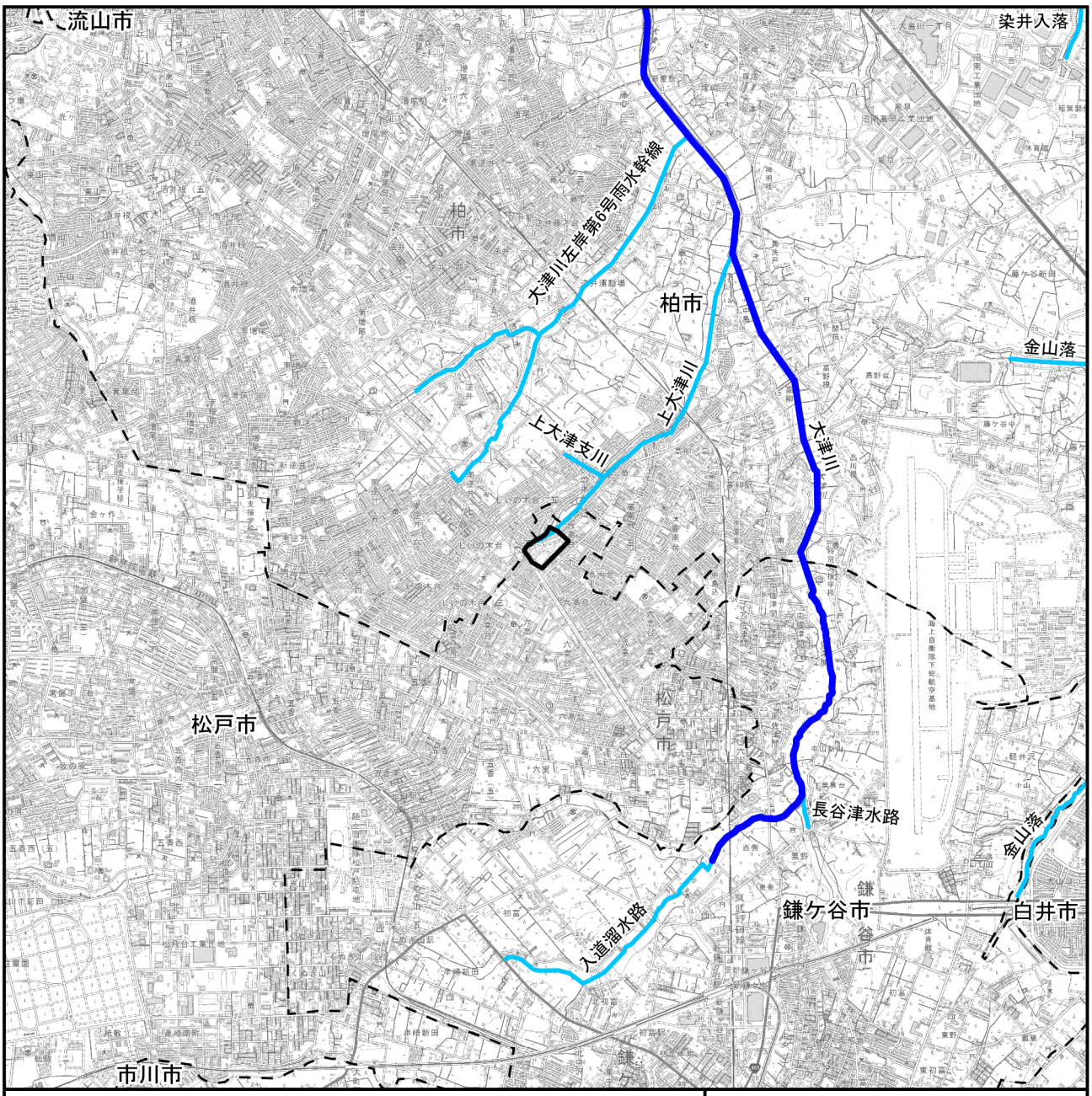

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一級河川区間
- その他の河川

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

出典：「国土数値情報（河川）」（国土交通省ホームページ）
「令和３年　千葉県統計年鑑（河川）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-14　水象の状況

3-1-5　水底の底質の状況

都市計画対象事業実施区域周辺では、水底の底質の調査は実施されていない。

3-1-6　騒音及び超低周波音の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺における環境騒音の調査結果は表 3-1-24に、調査地点は図 3-1-15に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺における環境騒音の調査地点は、松戸市の松飛台の１地点となっている。松飛台における昼間の騒音レベルは46デシベル、夜間の騒音レベルは40デシベルとなっており、環境基準を達成している。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺では、超低周波音の調査は実施されていない。

表 3-1-24　環境騒音調査結果（令和３年度）

番号	市町	調査地点	等価騒音レベル（デシベル）		環境基準
			昼間	夜間	
1	松戸市	松飛台(準工業地域)	46	40	C類型 昼間：60 夜間：50

注）昼間の時間区分は６:00～22：00、夜間の時間区分は22:00～６：00である。
出典：「令和４年版　環境の現状と対策」（令和４年10月　松戸市）

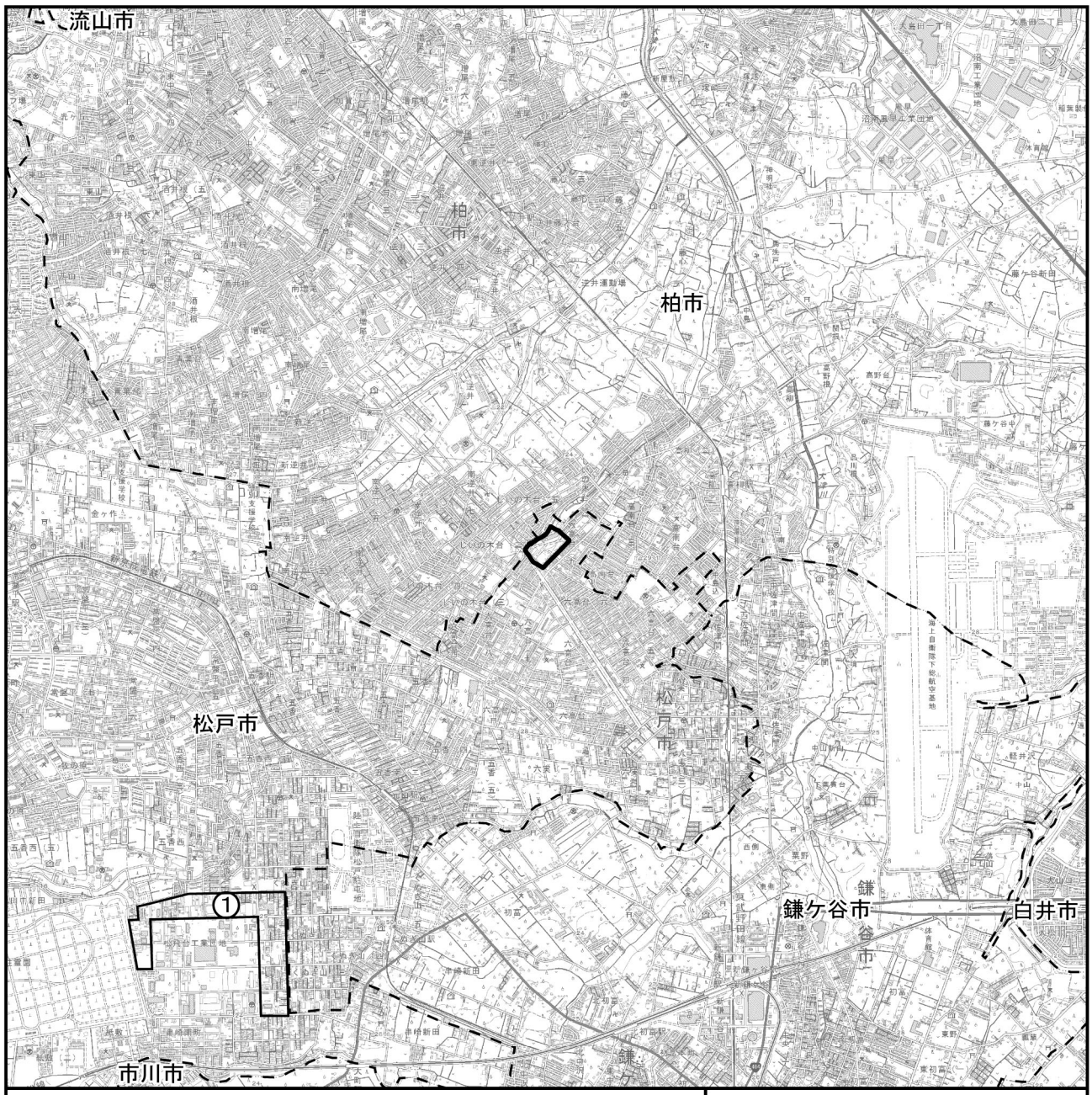

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

環境騒音調査地点

注１）図中の番号は表 3-1-24と一致する。
注２）環境騒音の調査地点（松飛台）は個人の住宅で測定しており、詳細な地点は示されていないため松飛台の準工業地域を示している。

出典：「令和４年版　環境の現状と対策」（令和４年10月　松戸市）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-15　環境騒音調査地点

都市計画対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査結果（面的評価）は表 3-1-25に、調査地点は図 3-1-16に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査地点（面的評価）は、松戸市で３地点、柏市で１地点、鎌ケ谷市で２地点の計６地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、97.0～100.0％となっている。

なお、都市計画対象事業実施区域及びその周辺において、自動車騒音（要請限度）の調査は実施されていない。

表 3-1-25　自動車騒音調査結果（面的評価）（令和３年度）

番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル（デシベル）		評価区間の延長	基準値以下 昼間・夜間とも	基準値以下 昼間のみ	基準値以下 夜間のみ	基準値超過 昼間・夜間とも	車線数	環境基準類型
				昼間	夜間	(km)	(%)	(%)	(%)	(%)		
1	市道２級23号(1)	松戸市六高台４－１	松戸市六高台 ～ 松戸市六高台	57	50	1.1	99.5	0.2	0.0	0.2	4	B
2	主要地方道千葉鎌ケ谷松戸線	松戸市五香１-33-14	松戸市五香南１丁目 ～ 松戸市金ケ作	64	62	2.1	99.4	0.3	0.0	0.2	2	B
3	一般県道白井流山線	松戸市根木内527－１	松戸市根木内 ～ 松戸市根木内	65	61	0.3	97.0	0.0	1.0	2.0	2	A
4	一般県道白井流山線	柏市藤ケ谷1795-17	柏市藤ケ谷 ～ 柏市高柳	69	65	2.2	100.0	0.0	0.0	0.0	2	X注2)
5	主要地方道千葉鎌ケ谷松戸線	鎌ケ谷市くぬぎ山５丁目８	鎌ケ谷市初富21 ～ 鎌ケ谷市初富21	67	65	0.5	99.2	0.8	0.0	0.0	2	B
6	一般国道464号	鎌ケ谷市粟野	鎌ケ谷市初富 ～ 鎌ケ谷市軽井沢	65	63	1.4	100.0	0.0	0.0	0.0	4	B

注１）昼間の時間区分は６:00～22：00、夜間の時間区分は22:00～６：00である。
注２）環境基準類型「X」は環境基準のあてはめがない地域を示し、Ｂが当てはめられているとみなす。
注３）道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域
：昼間 60 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域
：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下
２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路（道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（４車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路）の道路端から 20 メートルの地域（２車線以下の場合は 15 メートルの地域）
：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下
出典：「2022（令和４）年版　環境白書」（令和５年３月　千葉県）

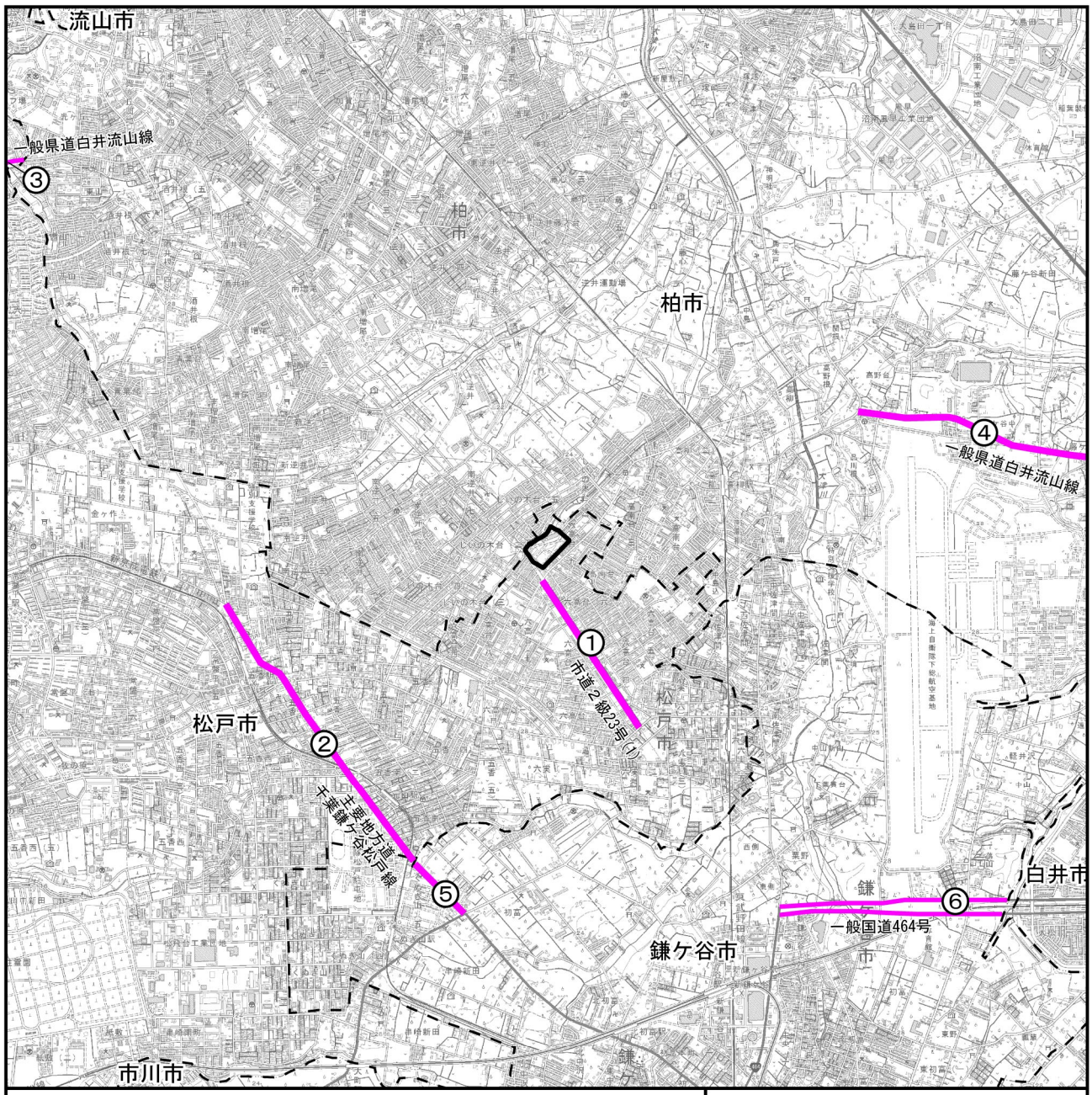

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 自動車騒音(面的評価)調査地点
- 面的評価区間

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

注）図中の番号は表 3-1-25と一致する。

出典：「2022(令和４)年版　環境白書」(令和５年３月　千葉県)
「自動車騒音常時監視結果Light版」(国立環境研究所ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-16　自動車騒音調査地点（面的評価）

都市計画対象事業実施区域周辺における下総飛行場に係る航空機騒音の調査結果は、表 3-1-26に、調査地点は図 3-1-17に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺における航空機騒音の調査地点は、６地点(固定測定局１地点及び実態調査地点５地点)となっている。各地点における時間帯補正等価騒音レベル（L_{den}）は40～55デシベルとなっており、すべての地点で環境基準を下回っている。

表 3-1-26　航空機騒音調査結果（令和３年度）

種別	番号	市	測定局名 (測定地点名)	L_{den}（デシベル）		騒音レベル (デシベル)		発生回数 (回/日)	環境 基準
				年(期間) 平均	日最大	年(期間) 平均	年(期間) 最大	年(期間) 平均	
固定 測定局	1	柏市	高柳局(太陽光発電設備設置運営事業用地)	55	63.4	89.1	100.8	10	L_{den}：57
実態 調査 地点	2		沼南老人福祉センター	47	49.0	79.0	86.1	6	
	3		塚崎運動場	40	43.1	70.1	80.5	7	
	4		藤ケ谷新田区民館	41	44.4	72.3	76.7	6	
	5	鎌ケ谷市	福太郎アリーナ	55	58.9	91.4	97.2	5	
	6		五本松小学校	46	49.0	74.4	85.5	13	

注）環境基準類型は、昭和53年千葉県告示第695号で定めている。
出典：「2022(令和４)年版　環境白書」(令和５年３月　千葉県)
「令和３年度　下総飛行場周辺航空機騒音測定結果報告書」(令和５年２月　千葉県)

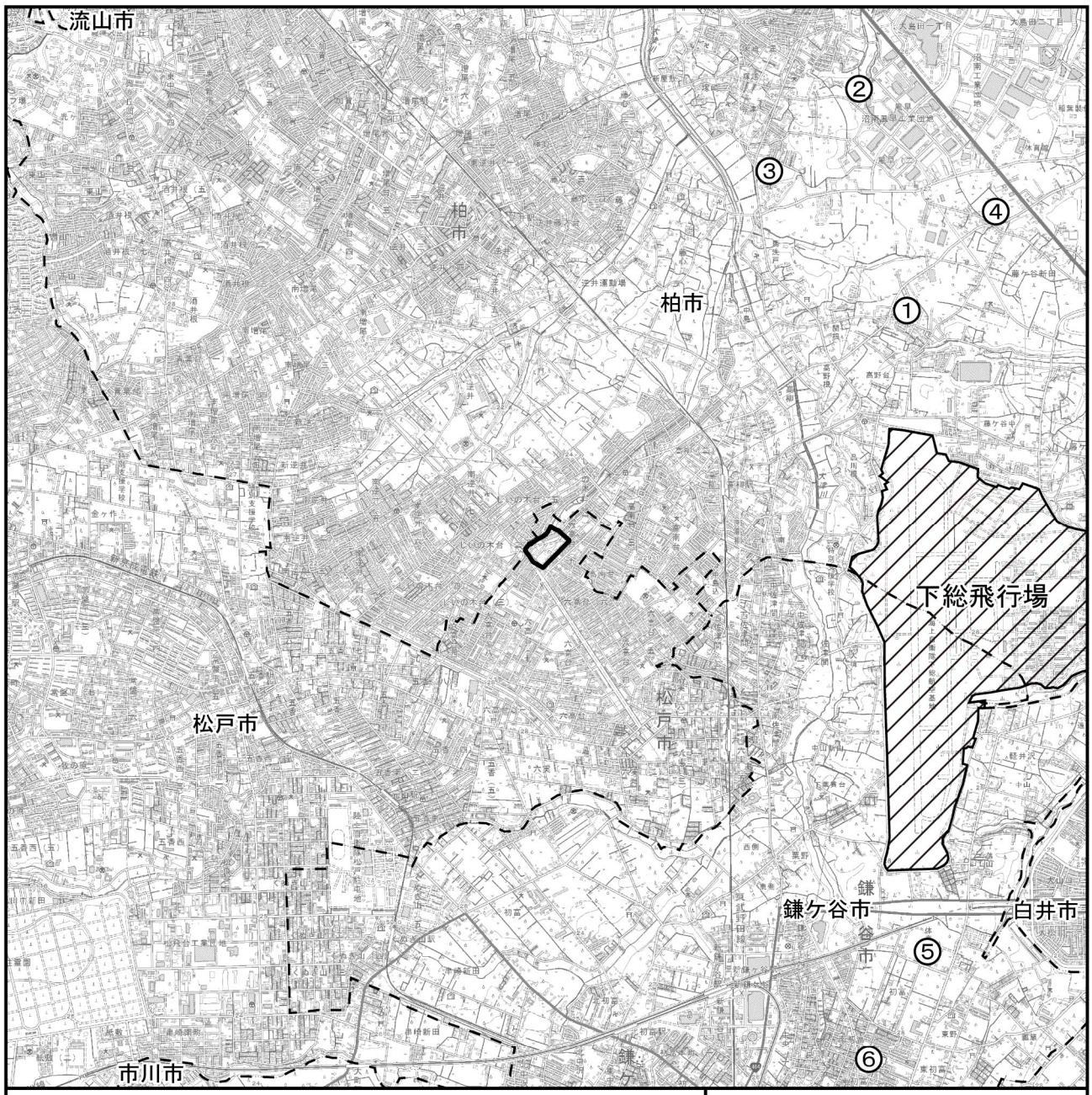

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 下総飛行場
- 航空機騒音調査地点

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

注）図中の番号は表 3-1-26と一致する。

出典：「2022(令和４)年版　環境白書」（令和５年３月　千葉県）
「令和３年度　下総飛行場周辺航空機騒音測定結果報告書」（令和５年２月　千葉県）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-17　航空機騒音調査地点（下総飛行場周辺）

3-1-7　振動の状況

都市計画対象事業実施区域周辺における道路交通振動の調査結果は表　3-1-27に、調査地点は図3-1-18に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の道路交通振動の調査地点は、松戸市で１地点（主要幹線１級市道１号）となっている。主要幹線１級市道１号における昼間の振動レベルは55デシベル、夜間の振動レベルは51デシベルとなっている。なお、主要幹線１級市道１号は要請限度の区域の指定はされていない。

また、都市計画対象事業実施区域周辺では、環境振動の調査は実施されていない。

表 3-1-27　道路交通振動調査結果（令和３年度）

番号	市	道路名	調査地点	振動レベル 80%レンジの上端値（デシベル）		要請限度
				昼間	夜間	
1	松戸市	主要幹線１級市道１号	松戸市紙敷２－２－３	55	51	－

注）昼間の時間区分は8:00～19：00、夜間の時間区分は19:00～8：00である。
出典：「2022(令和４)年版　環境白書」(令和５年３月　千葉県)

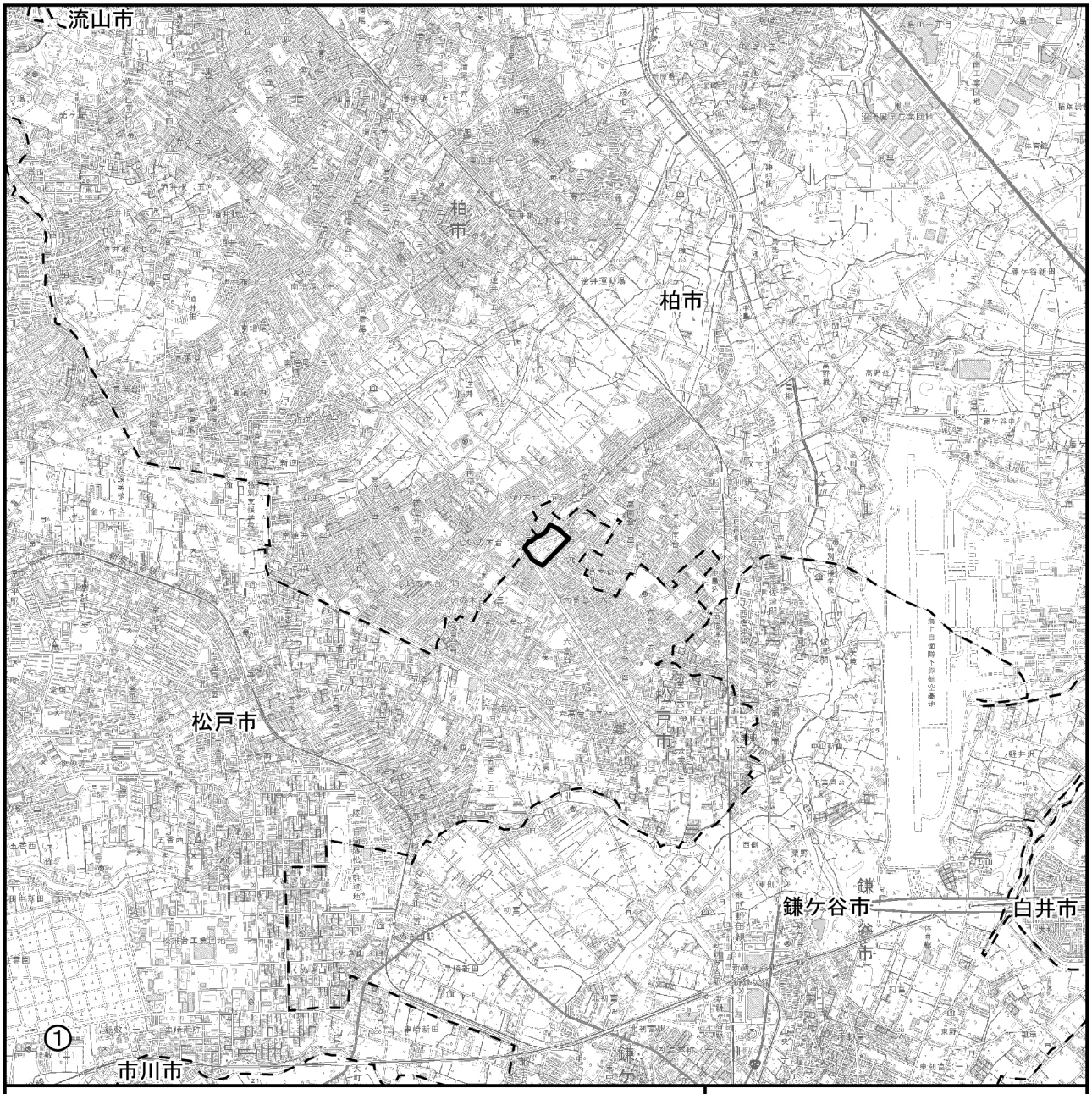

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

道路交通振動調査地点

注）図中の番号は表 3-1-27と一致する。

出典：「2022（令和４）年版　環境白書」（令和５年３月　千葉県）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-18　道路交通振動調査地点

3-1-8　悪臭の状況

都市計画対象事業実施区域周辺では、悪臭の調査は実施されていない。

3-1-9　地形及び地質等の状況

１．地形

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の地形は、図 3-1-19(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は盛土改変地及び切土改変地となっている。都市計画対象事業実施区域周辺は上位砂礫台地等が広がっている。また、都市計画対象事業実施区域東側の大津川及びその支川沿いは、谷底平野や低位砂礫台地等が広がっているほか、下位砂礫台地や斜面等が点在している。

２．地質

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の地質図は、図 3-1-20(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺は火山性岩石であるローム３となっている。また、都市計画対象事業実施区域東側の大津川及びその支川沿いは、未固結堆積物である泥がち堆積物、現河床堆積物、砂１及び砂２等が分布している。

３．湧水

都市計画対象事業実施区域周辺における主要な湧水の状況は表 3-1-28に示すとおりである。また、湧水の位置は図 3-1-21に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の最寄りの主要な湧水は北西側約３kmに存在する松戸市の大清泉湧水である。

表 3-1-28　主要な湧水

番号	名称	所在地	概要等
1	大清泉湧水	松戸市小金 1709-１	山裾から湧き出し、湧き水池や水路を形成
2	増尾湧水	柏市増尾 613	山林斜面ふもとから湧出
3	イボ弁天湧水	柏市東山	斜面ふもとから湧出

出典：「千葉県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

４．重要な地形及び地質

都市計画対象事業実施区域周辺には、「日本の地形レッドデータブック 第１集－危機にある地形－」（平成12年12月　小泉武栄、青木賢人）、「日本の地形レッドデータブック 第２集－保存すべき地形－」（平成14年３月　小泉武栄、青木賢人）、「千葉県自然環境情報図－第３回自然環境保全基礎調査－」（平成元年　環境庁）等に記載されるような、学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質は確認されていない。

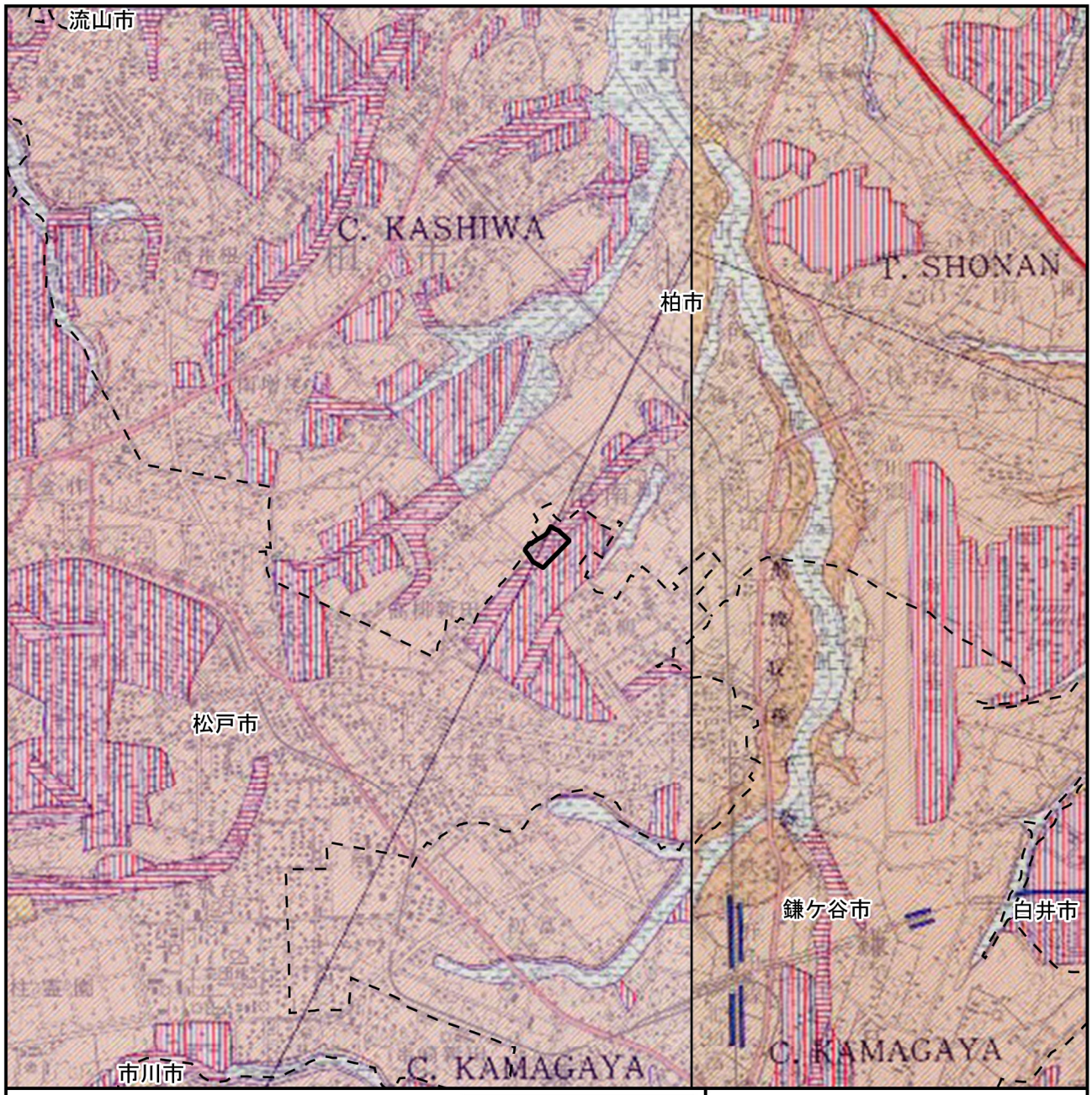

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

東　京 東北部 東南部	佐　倉

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

出典：「土地分類基本調査　地形分類図（東京東北部・東南部）
（昭和 60 年 3 月　千葉県）
「土地分類基本調査　地形分類図（佐倉）（昭和 56 年 3 月　千葉県）

図 3-1-19(1)　地形分類図

凡　例

台　地	東京 東北部 東南部	佐　倉
上位砂礫台地		
下位砂礫台地		
低位砂礫台地		
斜面		
低　地	東京 東北部 東南部	佐　倉
谷底平野・氾濫原平野		
人工地形	東京 東北部 東南部	佐　倉
切土改変地 / 切土地･盛土地(改変地)		
盛土改変地		
河川敷		
その他	東京 東北部 東南部	佐　倉
急崖		
地形界		
国道		
主要地方道		

出典：「土地分類基本調査　地形分類図（東京東北部・東南部）（昭和 60 年 3 月　千葉県）
「土地分類基本調査　地形分類図（佐倉）（昭和 56 年 3 月　千葉県）

図 3-1-19(2)　地形分類図（凡例）

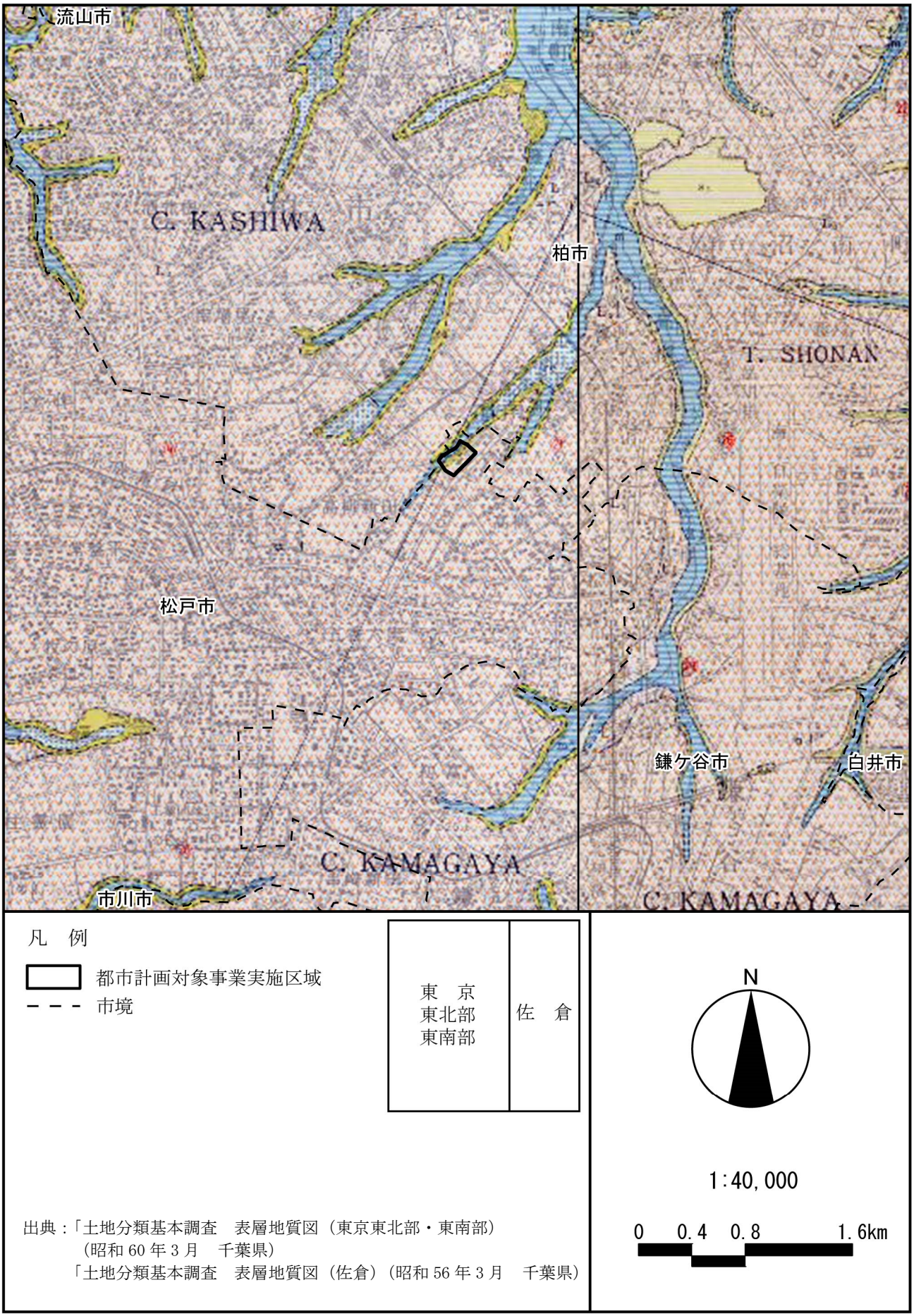

図 3-1-20(1)　表層地質図

凡　例

未固結堆積物	東京 東北部 東南部	佐　倉
現河床堆積物		
泥がち堆積物		
砂　1		
砂　2		
火山性岩石	東京 東北部 東南部	佐　倉
ローム　3		
その他	東京 東北部 東南部	佐　倉
岩石の種類の境界		
柱状図の地点	①	

出典：「土地分類基本調査　表層地質図（東京東北部・東南部）（昭和 60 年 3 月　千葉県）
「土地分類基本調査　表層地質図（佐倉）（昭和 56 年 3 月　千葉県）

図 3-1-20(2)　表層地質図（凡例）

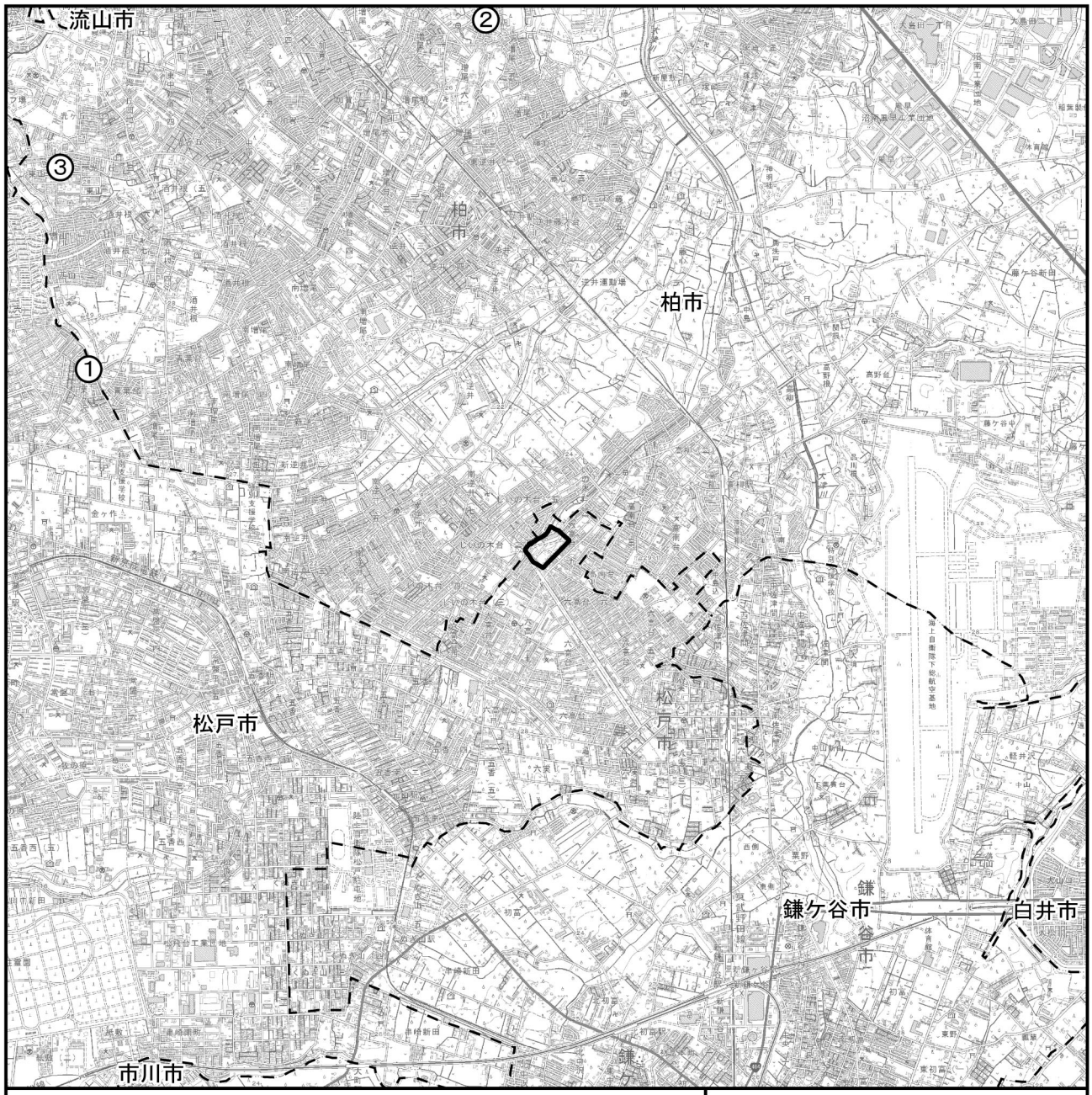

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

主要な湧水

注）図中の番号は表 3-1-28 と一致する。

出典：「千葉県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-21　主要な湧水

3-1-10　地盤の状況

都市計画対象事業実施区域周辺の水準点における、平成29年から令和４年までの地盤変動の状況は、表 3-1-29に示すとおりである。また、水準点の位置は図 3-1-22に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺には、９地点の水準点が存在している。令和３年～令和４年において周辺の水準点で最も変動量が大きい地点は水準点番号M-36で＋10.1㎜となっている。

なお、過去５年間において環境省が地盤沈下の監視目安としている年間20㎜以上の沈下はない。

表 3-1-29　水準点の変動状況

番号	水準点番号	市	所在地	変動量（㎜）各年１月に測定				
				平成29年～平成30年	平成30年～令和元	令和元年～令和２年	令和２年～令和３年	令和３年～令和４年
1	M-31	松戸市	松戸市五香西五丁目６－１(松戸国際高等学校)	+3.7	+0.9	+4.2	+1.2	+4.6
2	M-36		松戸市金ケ作 361(熊野神社)	+1.5	-6.8	+12.0	-3.8	+10.1
3	KS-9	柏市	柏市増尾一丁目 23-１(土中学校)	+2.6	+0.9	+4.1	+2.7	+3.2
4	KS-10		柏市南増尾四丁目９(柏市水道部第４水源池)	+4.2	-0.4	+4.0	+1.2	+5.4
5	KS-18		柏市藤心 880(藤心小学校)	+2.0	+2.8	+1.8	+2.5	+1.9
6	SH-9		柏市高柳 1413(社会福祉法人かたくり会美南園)	+1.5	+2.2	+2.2	+1.5	+5.6
7	KA-5	鎌ケ谷市	鎌ケ谷市南佐津間９-37(宝泉院)	+2.4	+2.5	+1.6	+1.4	+3.9
8	KA-6		鎌ケ谷市初富 924(市制記念公園)	+2.9	+1.5	+2.4	+1.2	+3.9
9	KA-7		鎌ケ谷市初富 803-14(東野総合ゲートボール場)	+1.7	+1.8	+4.4	-1.2	+5.5

出典：「千葉県水準測量成果表（平成30～令和４年)」(千葉県ホームページ)

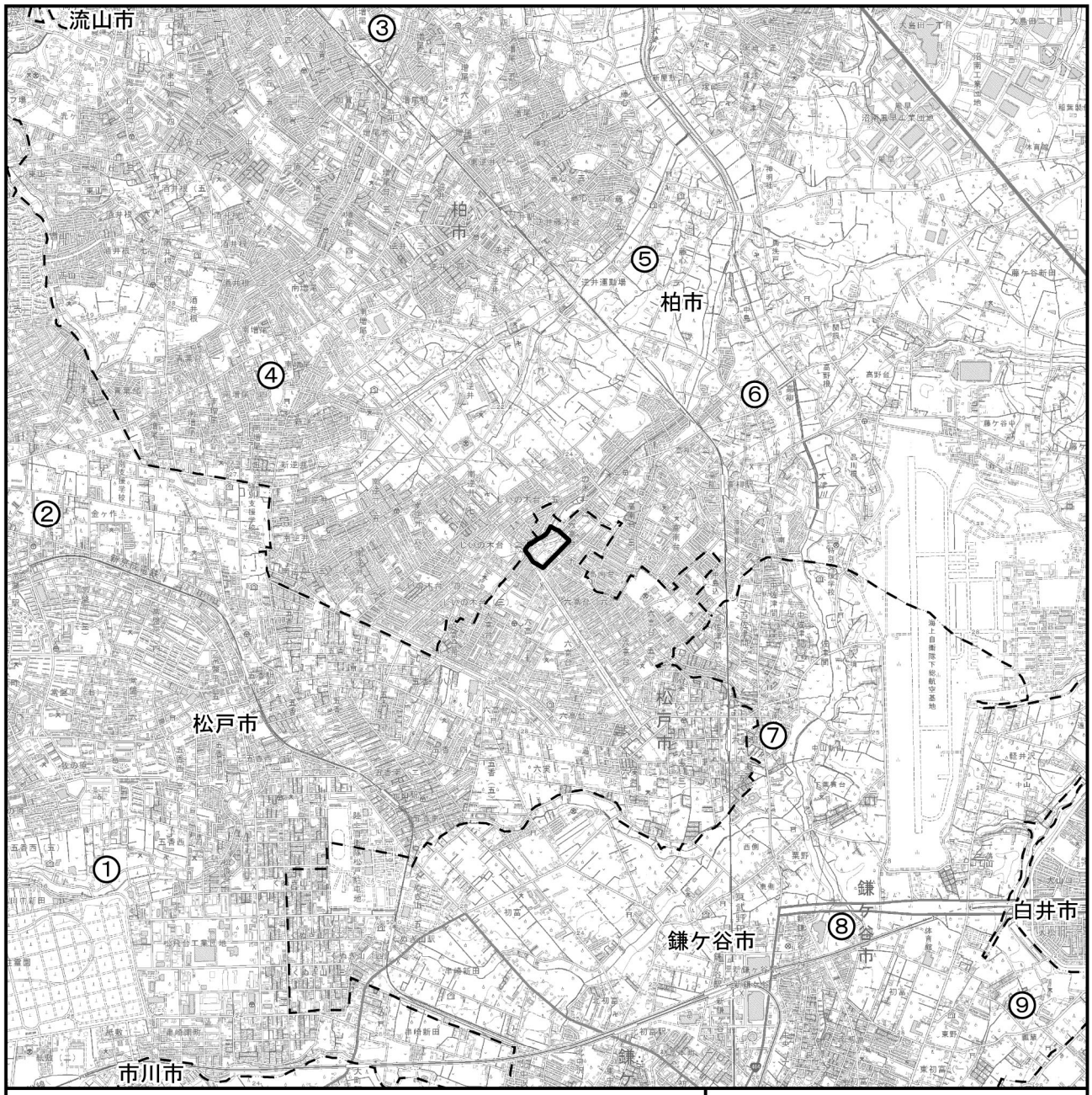

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

水準点位置

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

注）図中の番号は表 3-1-29 と一致する。

出典：「千葉県水準測量成果表（平成30～令和４年）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-22　水準点位置図

3-1-11　土壌の状況

１．土壌

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3-1-23(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は台地の土壌である厚層黒ボク土壌及び黒ボク土壌となっている。また、都市計画対象事業実施区域東側の大津川及びその支川沿いは、低地の土壌である黒ボクグライ土壌、低位泥炭土壌及び黒泥土壌等が広がっているほか、台地の土壌である淡色黒ボク土壌等が点在している。

２．土壌汚染

都市計画対象事業実施区域周辺には、令和５年７月１日現在、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はされていない。

また、都市計画対象事業実施区域周辺における、令和３年度の土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3-1-30に、調査地点は図 3-1-24に示すとおりである。鎌ケ谷市市制記念公園において測定がされており、環境基準を達成している。

表 3-1-30　ダイオキシン類（土壌）の測定結果（令和３年度）

単位：pg-TEQ/g

番号	測定地点	測定結果	環境基準
1	鎌ケ谷市市制記念公園	3.9	1000以下

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和３年度）」（千葉県ホームページ）

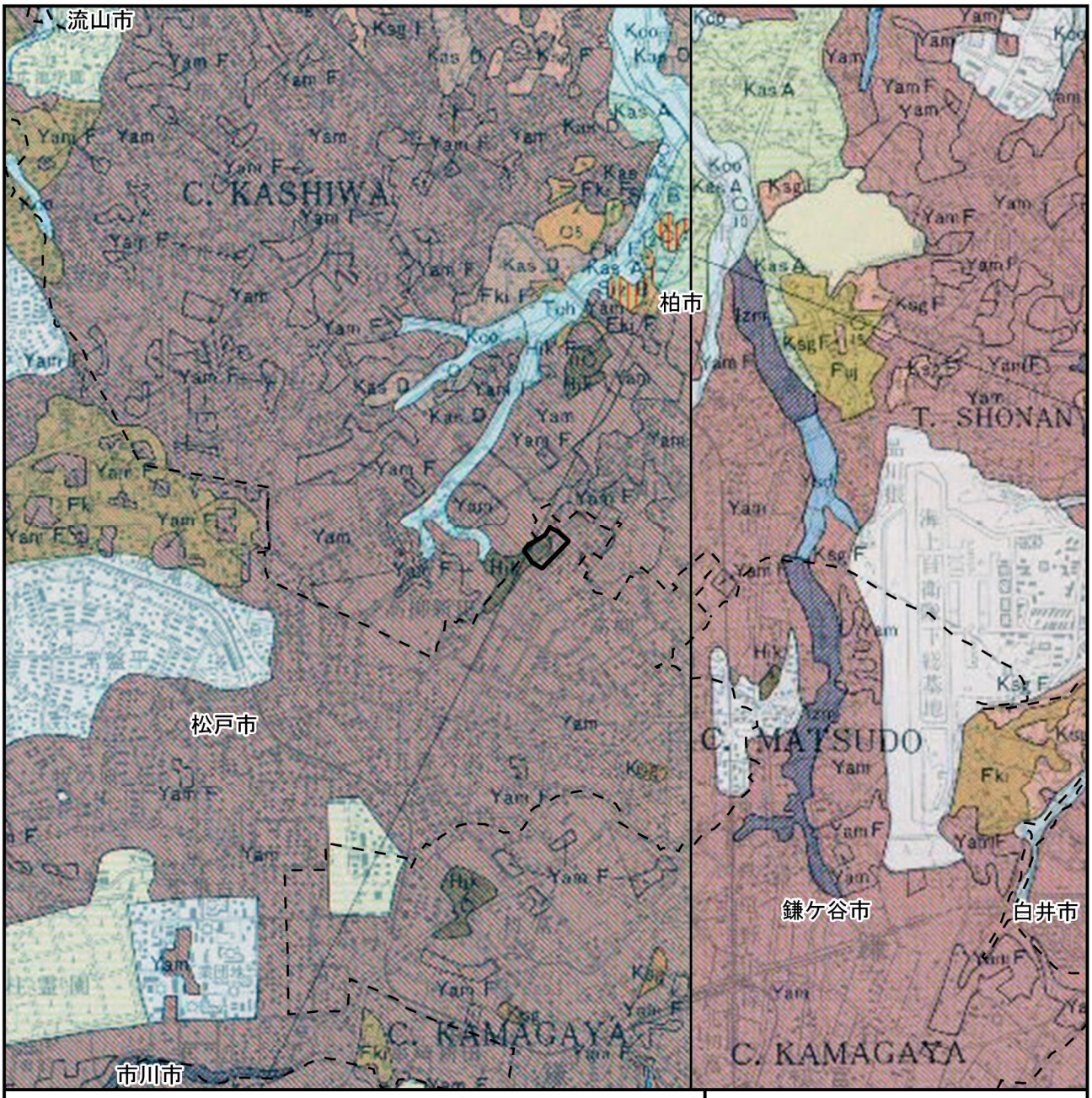

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

東　京 東北部 東南部	佐　倉

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

出典：「土地分類基本調査　土壌図（東京東北部・東南部）」
（昭和 60 年 3 月　千葉県）
「土地分類基本調査　土壌図（佐倉）」（昭和 56 年 3 月　千葉県）

図 3-1-23(1)　土壌図

凡　例

台地の土壌		東京 東北部 東南部	佐　倉
厚層黒ボク土壌	文違Ｆ統	Hik F	
	文違統	Hik	
黒ボク土壌	八街Ｆ統	Yam F	Yam F
	八街統	Yam	Yam
	船木Ｆ統	Fki F	
	船木統	Fki	Fki
淡色黒ボク土壌	上砂Ｆ統		Ksg F
	上砂統	Ksg	
	藤ヶ谷統		Fuj
	椎崎Ｂ統	Siz B	
	香西Ａ統	Kas A	Kas A
	香西Ｄ統	Kas D	
低地の土壌		**東京 東北部 東南部**	**佐　倉**
黒ボクグライ土壌	吉岡統	Koo	Koo
	土統	Tch	
低位泥炭土壌	吉田統		Ysd
黒泥土壌	和泉統	Izm	Izm
その他		**東京 東北部 東南部**	**佐　倉**
未区分地 1			
未区分地 2			
試抗地点位置および番号		○3	
統の境界線		―――	

出典：「土地分類基本調査　土壌図（東京東北部・東南部）」（昭和 60 年 3 月　千葉県）
「土地分類基本調査　土壌図（佐倉）」（昭和 56 年 3 月　千葉県）

図 3-1-23(2)　土壌図（凡例）

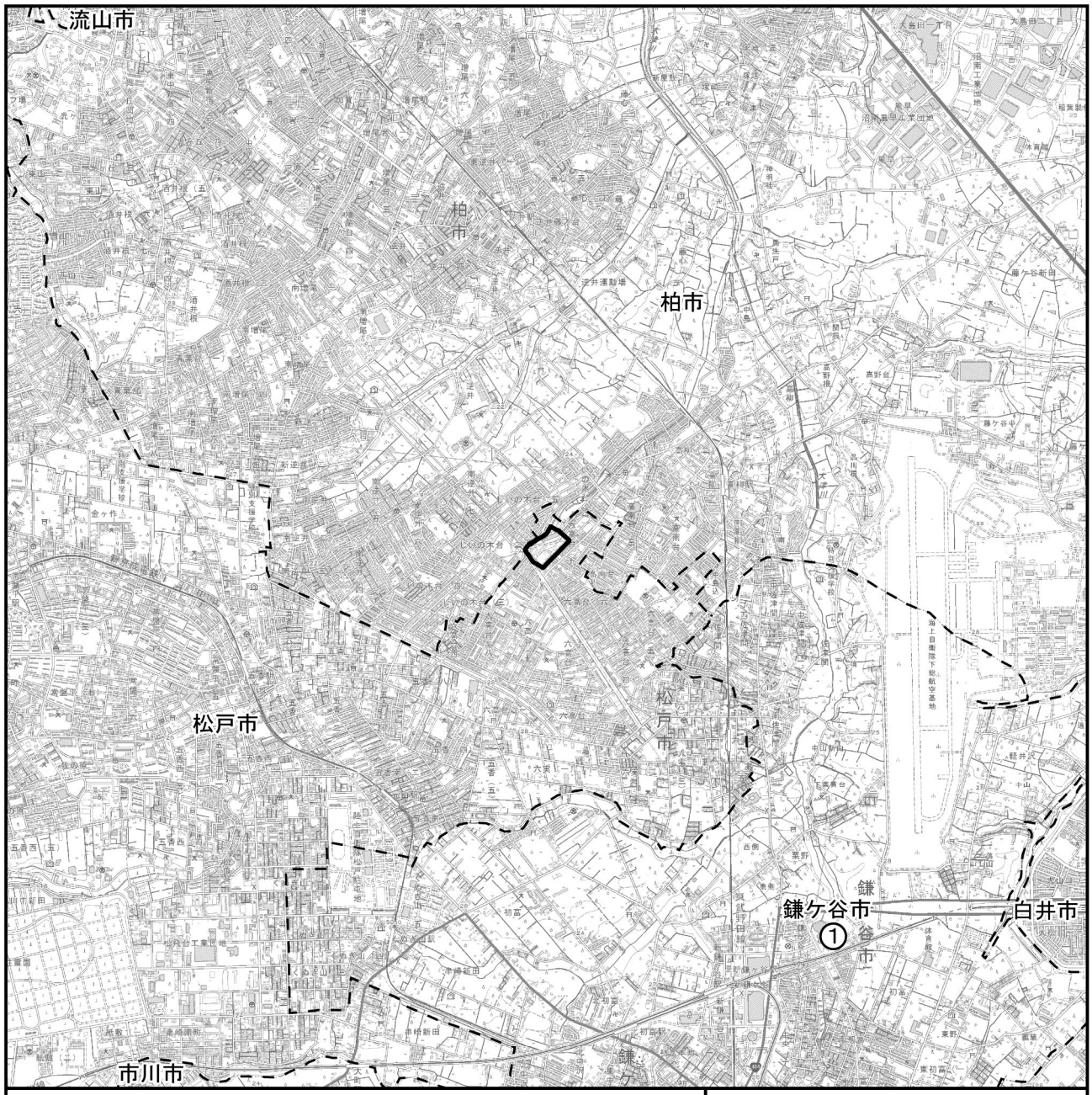

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

ダイオキシン類（土壌）測定地点

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

注）図中の番号は表 3-1-30 と一致する。

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和３年度）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-24　ダイオキシン類（土壌）の測定地点

3-1-12　植物の生育及び植生の状況

１．植物相の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表 3-1-31に示すとおりである。

表 3-1-31　植物種の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
A	「千葉県レッドデータブックー植物・菌類編（2023年改訂版）」 （令和５年３月　千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生植物のうち都市計画対象事業実施区域から３km 範囲を含む 10 kmメッシュ（16、17）で確認された種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
B	「千葉県の自然誌　別編４（千葉県植物誌）」 （平成 15 年３月　千葉県資料研究財団）	調査対象とした野生植物のうち松戸市、柏市、鎌ケ谷市で確認された種
C	「柏市生きもの多様性プラン　資料編　柏市人里の生きものリスト」 （令和４年４月　柏市）	調査対象とした野生植物のうち文献に掲載されている全ての種
D	「鎌ケ谷市史　資料編Ⅶ(自然)」 （平成 12 年３月　鎌ケ谷市）	調査対象とした野生植物のうち文献に掲載されている全ての種

既存資料により、都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物は、表 3-1-32に示すとおり、維管束植物で167科1,444種、非維管束植物で13科16種である。

表 3-1-32　文献等により確認された種数（植物）

分類	科	種
維管束植物	167	1,444
非維管束植物	13	16

２．重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

（１）選定根拠・基準

重要な植物種の選定根拠は表 3-1-33に、選定基準は表 3-1-34に示すとおりである。

表 3-1-33　重要な植物種の選定根拠

選定根拠			選定基準
法令等による指定	①	「文化財保護法」（昭和 25 年５月 30 日　法律第 214 号）	・特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天）
	②	「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年３月 29 日　条例第８号）	・県指定天然記念物（県天）
	③	「松戸市文化財の保護に関する条例」（昭和 51 年４月１日　条例第 19 号） 「柏市文化財保護条例」（昭和 51 年６月 21 日　条例第 27 号） 「鎌ケ谷市文化財保護条例」（昭和 51 年７月５日　条例第 16 号）	・市指定天然記念物（市天）
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成４年６月５日　法律第 75 号）	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際） ・特定第一種国内希少野生動植物種（特１） ・特定第二種国内希少野生動植物種（特２） ・緊急指定種（緊急）
文献による指定	⑤	「環境省レッドリスト 2020」（令和２年３月 27 日改訂　環境省報道発表資料）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠＡ類（CR） ・絶滅危惧ⅠＢ類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）
	⑥	「千葉県レッドデータブックー植物・菌類編（2023 年改訂版）」（令和５年３月　千葉県環境生活部自然保護課）	・消息不明・絶滅生物（X） ・野生絶滅生物（EW） ・最重要保護生物（A） ・重要保護生物（B） ・要保護生物（C） ・一般保護生物（D） ・保護参考雑種（RH）

注１）⑤絶滅（EX）、野生絶滅（EW）、⑥消息不明・絶滅生物（X）、野生絶滅生物（EW）については、現在生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。
注２）⑤地域個体群（LP）は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-34　重要な植物種の選定基準

選定基準		評価基準
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧 絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
	絶滅危惧 絶滅危惧ⅠＡ類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧 絶滅危惧ⅠＢ類(EN)	ⅠＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
⑥	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	野生絶滅生物（EW）	かつて千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれのあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB に移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。
	保護参考雑種（RH）	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息・生育環境が著しく限定されているもの。

注１）表中の①～⑥は、表 3-1-33 に示した法令、文献番号と一致する。
注２）⑤地域個体群（LP）は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

（２）文献調査により確認された重要種

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種のうち重要な植物種は、維管束植物は表 3-1-35(1)～(6)に、非維管束植物は表 3-1-36に示すとおりである。

維管束植物が89科292種、非維管束植物が13科16種となっている。

表 3-1-35(1)　重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ						C
2	イワヒバ科	カタヒバ						C
3		イヌカタヒバ注3)					VU	
4	ミズニラ科	ミズニラ					NT	
5	ハナヤスリ科	ナガホノナツノハナワラビ						C
6		ナツノハナワラビ						C
7		トネハナヤスリ					VU	A
8		ヒロハハナヤスリ						C
9	コケシノブ科	ウチワゴケ						C
10	デンジソウ科	デンジソウ					VU	B
11	サンショウモ科	オオアカウキクサ					EN	C
12		サンショウモ					VU	B
13	コバノイシカグマ科	オウレンシダ						D
14	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ						D
15		クモノスシダ						C
16	メシダ科	カラクサイヌワラビ						C
17	オシダ科	オシダ						C
18		サクライカグマ						C
19		ギフベニシダ						C
20		タニヘゴ						A
21		イワシロイノデ						B
22		ツヤナシイノデ						B
23		イノデモドキ						C
24	ウラボシ科	ヒメノキシノブ						B
25	ジュンサイ科	ジュンサイ						A
26	スイレン科	オニバス					VU	A
27		コウホネ						B
28		ヒツジグサ						A
29	センリョウ科	センリョウ						D
30	クスノキ科	ニッケイ注3)					NT	
31	サトイモ科	マイヅルテンナンショウ					VU	A
32		ミミガタテンナンショウ						B
33		コウキクサ注3)						B
34	オモダカ科	サジオモダカ						B
35		トウゴクヘラオモダカ					VU	C
36		アギナシ					NT	B
37	トチカガミ科	ヤナギスブタ						C
38		クロモ						C
39		トチカガミ					NT	C
40		ムサシモ					EN	B
41		イバラモ						B
42		トリゲモ					VU	C
43		オオトリゲモ						B
44		ミズオオバコ					VU	D
45		コウガイモ						B
46		セキショウモ						C

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
注３）「千葉県の外来生物リスト　2020年改訂版」（令和２年３月　千葉県）において、外来種とされている。

表 3-1-35(2)　重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
47	ヒルムシロ科	イトモ					NT	B
48		ガシャモク					CR	B
49		センニンモ						EW
50		ミズヒキモ						A
51		ホソバミズヒキモ						B
52		ヤナギモ						D
53		ササバモ						D
54	カワツルモ科	カワツルモ					NT	B
55	ユリ科	カタクリ			市天			C
56		コオニユリ						C
57		ヤマジノホトトギス						B
58		アマナ						D
59		ヒロハアマナ					VU	A
60	ラン科	シラン					NT	D
61		エビネ					NT	D
62		ギンラン						D
63		キンラン					VU	D
64		ササバギンラン						D
65		クゲヌマラン					VU	B
66		サイハイラン						D
67		マヤラン					VU	C
68		ナギラン					VU	C
69		クマガイソウ					VU	C
70		セッコク						A
71		カキラン						B
72		タシロラン					NT	C
73		オニノヤガラ						B
74		クロヤツシロラン						C
75		クモキリソウ						D
76		ヤマトキソウ						X
77	アヤメ科	ノハナショウブ						B
78		カキツバタ					NT	B
79		アヤメ						B
80	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ						D
81	クサスギカズラ科	キジカクシ						B
82		オオバギボウシ						D
83		ワニグチソウ						C
84	ミズアオイ科	ミズアオイ					NT	D
85	ガマ科	ミクリ					NT	D
86		ヤマトミクリ					NT	A
87		ナガエミクリ					NT	A
88	ホシクサ科	ホシクサ						D
89		ニッポンイヌノヒゲ						D
90	イグサ科	ヤマスズメノヒエ						C
91	カヤツリグサ科	ハタガヤ						D
92		ジョウロウスゲ					VU	D
93		ウマスゲ						C
94		アサマスゲ					NT	B
95		チュウゼンジスゲ						D
96		ヤガミスゲ						C
97		ヒメゴウソ						D
98		ヤブスゲ						C

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-35(3)　重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
99	カヤツリグサ科	アブラシバ						B
100		タガネソウ						D
101		オニナルコスゲ						D
102		カンエンガヤツリ					VU	D
103		ヒメアオガヤツリ						C
104		オオヌマハリイ						A
105		ノテンツキ						D
106		トネテンツキ					VU	D
107		コホタルイ						A
108		タタラカンガレイ						D
109		タイワンヤマイ						B
110		コマツカサススキ						B
111	イネ科	ハネガヤ						D
112		ヒメコヌカグサ					NT	C
113		チョウセンガリヤス						D
114		カリマタガヤ						D
115		コゴメカゼクサ						X
116		オオニワホコリ						D
117		ヒメウキガヤ						D
118		ウキガヤ						B
119		ミノボロ						B
120		ササクサ						C
121		ヌマガヤ						B
122		キダチノネズミガヤ						A
123		チャボチヂミザサ						D
124		セイタカヨシ						C
125		ウキシバ						C
126		イヌアワ						D
127		オオアブラススキ						D
128		ヒゲシバ						B
129	マツモ科	マツモ						C
130	メギ科	イカリソウ						D
131	キンポウゲ科	イチリンソウ						D
132		カザグルマ					NT	B
133		クサボタン						D
134		セリバオウレン						B
135		オキナグサ					VU	A
136		コキツネノボタン					VU	C
137		ヒキノカサ					VU	B
138		バイカモ						X
139		ノカラマツ					VU	B
140	スグリ科	ヤブサンザシ						B
141	ベンケイソウ科	キリンソウ						D
142	タコノアシ科	タコノアシ					NT	
143	アリノトウグサ科	フサモ						B
144	ハマビシ科	ハマビシ					EN	A
145	マメ科	ホドイモ						D
146		サイカチ						D
147		レンリソウ						D
148		ビッチュウヤマハギ						B
149		イヌハギ					VU	C
150		マキエハギ						D

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-35(4)　重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
151	クロウメモドキ科	クロツバラ						B
152		クロウメモドキ						B
153	アサ科	カラハナソウ						A
154	イラクサ科	シマナガバヤブマオ						B
155		トキホコリ					VU	B
156		ヤマミズ						D
157		ホソバイラクサ						B
158	バラ科	ヤマブキショウマ						A
159		カスミザクラ						D
160		オオダイコンソウ						A
161		リンボク						D
162		ズミ						B
163		カワラサイコ						B
164		ヒロハノカワラサイコ					VU	D
165		シロヤマブキ注3）					EN	
166		ナガボノシロワレモコウ						D
167	ブナ科	ウバメガシ						B
168	クルミ科	オニグルミ						D
169		サワグルミ						B
170	カバノキ科	ヤマハンノキ						D
171		アカシデ						D
172		ハシバミ						D
173	ウリ科	ゴキヅル						D
174	カタバミ科	エゾタチカタバミ						D
175	トウダイグサ科	ノウルシ					NT	C
176		センダイタイゲキ					NT	B
177	ヤナギ科	イイギリ						D
178		バッコヤナギ						D
179		オオキツネヤナギ						D
180		オノエヤナギ						D
181		キツネヤナギ						D
182	スミレ科	アギスミレ						B
183	アマ科	マツバニンジン					CR	A
184	オトギリソウ科	トモエソウ						D
185		アゼオトギリ					EN	B
186		ミズオトギリ						C
187	フウロソウ科	タチフウロ						D
188	ミソハギ科	ミズマツバ					VU	C
189		ヒメビシ					VU	B
190	アカバナ科	オオアカバナ					VU	A
191		ウスゲチョウジタデ					NT	
192	アオイ科	シナノキ						C
193	ジンチョウゲ科	コガンピ						C
194	アブラナ科	イヌナズナ						C
195		コイヌガラシ					NT	D
196		ハタザオ						B
197	ビャクダン科	ヤドリギ						C
198	タデ科	ヒメタデ					VU	C
199		ナガバノウナギツカミ					NT	B
200		サデクサ						C
201		タニソバ						B
202		ウナギツカミ						A

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
注３）「千葉県の外来生物リスト　2020年改訂版」（令和２年３月　千葉県）において、外来種とされている。

表 3-1-35(5)　重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
203	タデ科	ヌカボタデ					VU	C
204		ホソバイヌタデ					NT	C
205		アキノミチヤナギ						C
206		コギシギシ					VU	C
207	モウセンゴケ科	モウセンゴケ						D
208	ナデシコ科	フシグロセンノウ						C
209	アジサイ科	ノリウツギ						B
210		コアジサイ						A
211	ツリフネソウ科	キツリフネ						C
212	サクラソウ科	ノジトラノオ					VU	C
213	リョウブ科	リョウブ						D
214	ツツジ科	ウメガサソウ						D
215		シャクジョウソウ						D
216		レンゲツツジ						B
217	アカネ科	キヌタソウ						A
218		ヤブムグラ					VU	C
219		ハナムグラ					VU	C
220		カワラマツバ						B
221		ハクチョウゲ注3）					EN	
222	リンドウ科	イヌセンブリ					VU	B
223	マチン科	ヒメナエ					VU	B
224		アイナエ						B
225	キョウチクトウ科	クサタチバナ					NT	X
226		フナバラソウ					VU	C
227		スズサイコ					NT	D
228	ヒルガオ科	ネナシカズラ						C
229	ナス科	イガホオズキ						D
230		ヤマホロシ						B
231		オオマルバノホロシ						C
232	ムラサキ科	イヌムラサキ注3）						B
233	モクセイ科	トネリコ注3）						B
234	オオバコ科	ミズハコベ						C
235		マルバノサワトウガラシ					VU	B
236		サワトウガラシ						C
237		アブノメ						D
238		オオアブノメ					VU	A
239		シソクサ						D
240		トウオオバコ						D
241		ヒシモドキ					EN	EW
242		イヌノフグリ					VU	D
243		カワヂシャ					NT	
244	ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ					VU	C
245	シソ科	カワミドリ						A
246		コムラサキ						C
247		クルマバナ						D
248		ラショウモンカズラ						A
249		ヒメハッカ					NT	B
250		キゾコウジュ					NT	D
251		ヒメナミキ						D
252	ハマウツボ科	オオナンバンギセル						B
253		クチナシグサ						X
254		シオガマギク						B

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
注３）「千葉県の外来生物リスト　2020年改訂版」（令和２年３月　千葉県）において、外来種とされている。

表 3-1-35(6)　重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
255	タヌキモ科	ノタヌキモ					VU	A
256		タヌキモ					NT	C
257		ヒメタヌキモ					NT	X
258	モチノキ科	ウメモドキ						C
259	キキョウ科	バアソブ					VU	B
260		サワギキョウ						B
261		キキョウ					VU	B
262	ミツガシワ科	ミツガシワ						B
263		ガガブタ					NT	C
264		アサザ					NT	B
265	キク科	ノブキ						D
266		ヒメシオン						B
267		サワシロギク						B
268		センダングサ注3）						D
269		キクタニギク注3）					NT	B
270		タカアザミ						D
271		シロバナタカアザミ						B
272		キセルアザミ						B
273		アズマギク						A
274		イズハハコ					VU	A
275		フジバカマ					NT	C
276		オグルマ						D
277		サクラオグルマ						RH
278		ホソバオグルマ					VU	D
279		カセンソウ						D
280		ホソバニガナ					EN	X
281		ノニガナ						D
282		アキノハハコグサ					EN	B
283		ハバヤマボクチ						C
284		オヤマボクチ						B
285		オカオグルマ						C
286		オナモミ					VU	A
287	セリ科	エキサイゼリ					NT	B
288		イブキボウフウ						D
289		シムラニンジン					VU	A
290		ムカゴニンジン						C
291		サワゼリ						C
292	スイカズラ科	ミヤマウグイスカグラ						A
合計	89 科	292 種	0 種	0 種	0 種	0 種	95 種	284 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
注３）「千葉県の外来生物リスト　2020年改訂版」（令和２年３月　千葉県）において、外来種とされている。

表 3-1-36　重要な植物種（非維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ホウオウゴケ科	ジョウレンホウオウゴケ						C
2	ウキゴケ科	イチョウウキゴケ						D
3	シャジクモ科	イノカシラフラスコモ					CR+EN	A
4	カワモズク科	ヤツダカワモズク						B
5		アオカワモズク					NT	B
6	オオイシソウ科	オオイシソウ					VU	C
7	リトマスゴケ科	ヒメカシゴケ						C
8	イワノリ科	コザライワノリ						C
9	ウメノキゴケ科	ハイイロウメノキゴケ属						D
10		センシゴケ						D
11	イグチ科	ホオベニシロアシイグチ						C
12	テングタケ科	ウスキテングタケ						D
13	ベニタケ科	ヒロハシデチチタケ						D
14	イグチ科	ムラサキヤマドリタケ						D
15		スミゾメヤマイグチ						D
16	ツガサルノコシカケ科	ブクリョウ						D
合計	13 科	16 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	16 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-33及び表 3-1-34に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

３．植生の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「第６回、７回　自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図 3-1-25に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は緑の多い住宅地及び市街地となっている。都市計画対象事業実施区域の周辺は、緑の多い住宅地及び市街地が広く分布しているほか、畑雑草群落、クヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び果樹園等が広く点在している地域である。また、都市計画対象事業実施区域の東側の大津川沿いには、水田雑草群落及びヨシクラス等が分布しており、大津川沿い近辺にはケヤキ-シラカシ群落やチガヤ-ススキ群落等も点在している。

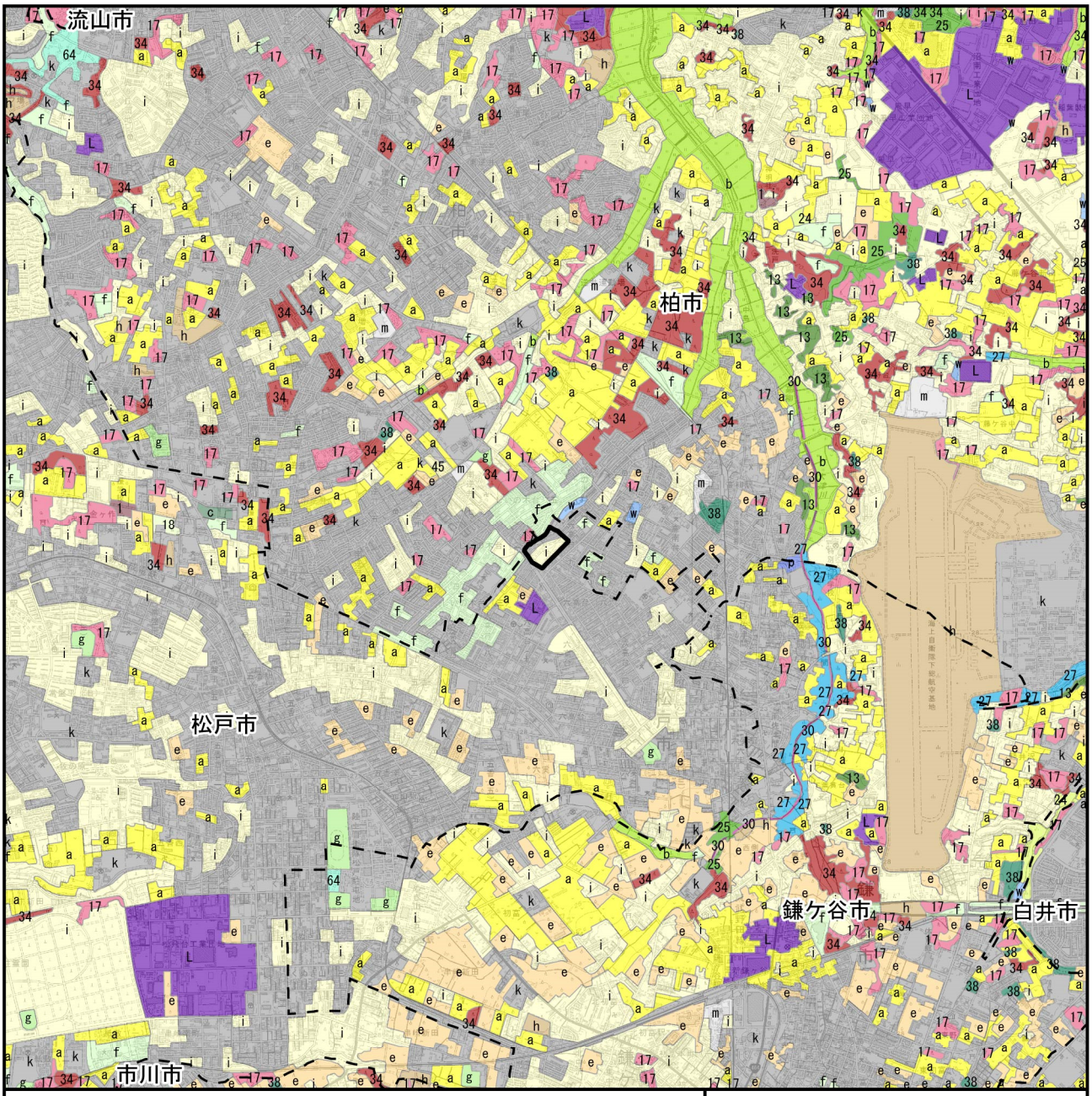

凡　例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境

1	ヤブコウジースダジイ群集	a	畑雑草群落
13	ケヤキーシラカシ群落	b	水田雑草群落
17	クヌギーコナラ群集	c	放棄畑雑草群落
18	シラカシ群集	e	果樹園
24	アズマネザサースススキ群集	g	牧草地
25	チガヤーススキ群落	h	ゴルフ場・芝地
27	ヨシクラス	i	緑の多い住宅地
30	外来水草群落	p	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
34	スギ・ヒノキ・サワラ植林	f	路傍・空地雑草群落
38	竹林	k	市街地
45	低木群落	m	造成地
64	その他植林	L	工場地帯
		w	開放水域

出典：「第６回、７回　自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）

注：第6回（平成11年～16年）及び第7回（平成17年～）調査時点での植生のため、現状とは異なる場合がある。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

図 3-1-25　都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植生図

４．重要な植物群落の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落の状況について、「第２回、３回、５回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省ホームページ）及び「千葉県の保護上重要な野生生物 － 千葉県レッドデータブック － 群集・群落編」（令和２年12月　千葉県）をもとに整理した。

重要な植物群落は、表 3-1-37(1)、(2)及び図 3-1-26に示すとおり、都市計画対象事業実施区域の北側約1.8kmに特定植物群落であるカタクリ群生地が、北東側約2.5kmに特定植物群落である神明社の森が、北西側約3.3kmに千葉県RDBに記載の柏市酒井根・下田の森のシラカシ群集などがある。

表 3-1-37(1)　都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落（特定植物群落）

名称	相観区分	所在地	選定基準	
カタクリ群生地	個体群	柏市逆井	G	乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
神明社の森	暖温帯常緑広葉高木林	柏市塚崎	B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

出典：「第２回、３回、５回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省ホームページ）

表 3-1-37(2)　都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落（千葉県 RDB）

名称	種別	所在地	選定基準(生態系別自然度)	
柏市酒井根・下田の森のシラカシ群集など	中立環境の樹林群落集団	柏市酒井根６丁目酒井根下田の森	3	ゾーンの区分はできるが、一部のゾーンの区画が不明瞭になっており、ほかの生態系列に本拠を持つ種が多い。また、一部のゾーンが失われている。

出典：「千葉県の保護上重要な野生生物 － 千葉県レッドデータブック － 群集・群落編」（令和２年12月　千葉県）

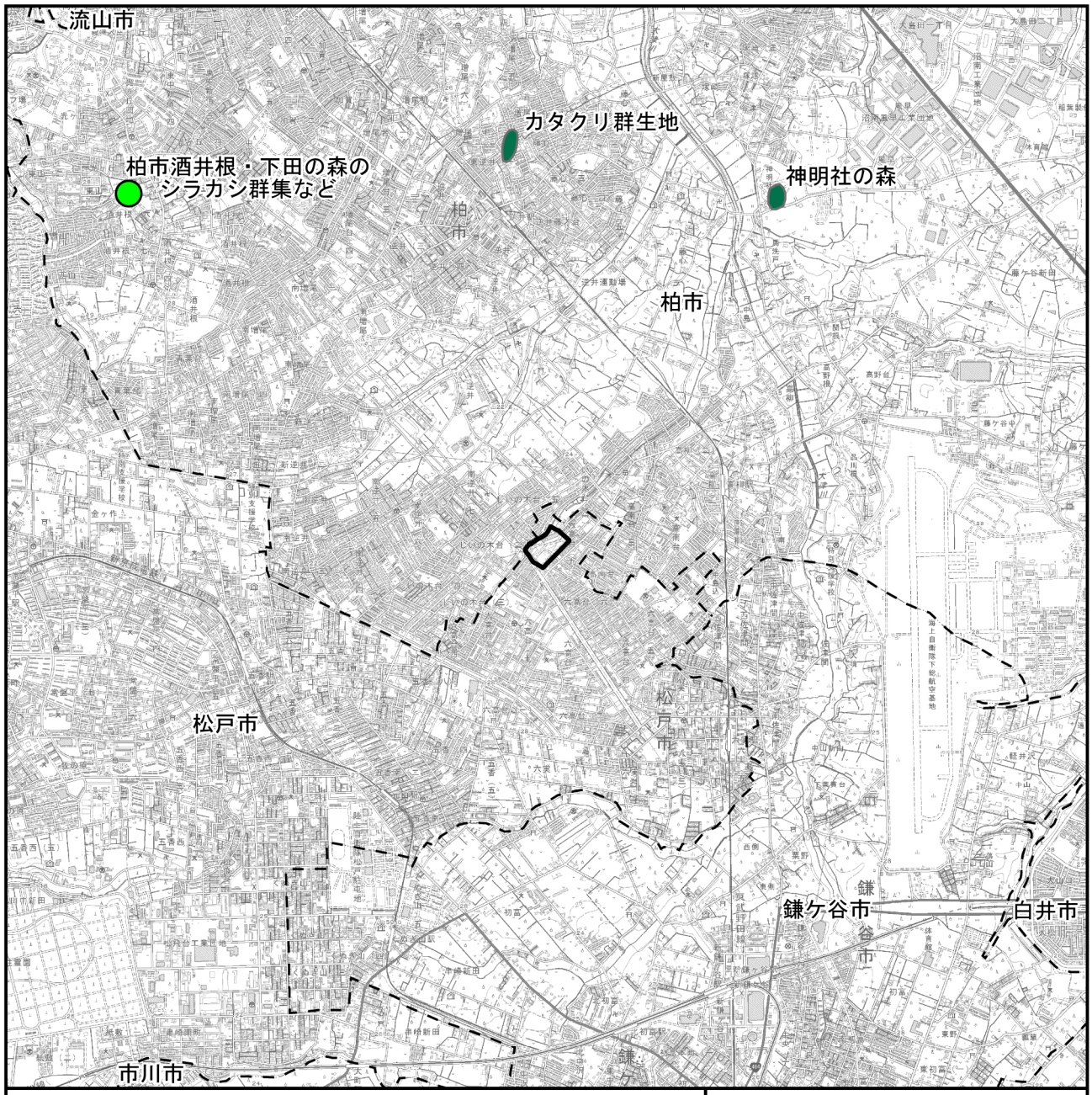

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

重要な植物群落

特定植物群落

千葉県レッドデータブック

出典：「第２回、３回、５回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省ホームページ）
「千葉県の保護上重要な野生生物 － 千葉県レッドデータブック － 群集・群落編」（令和２年 12 月　千葉県）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-26　都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落

５．巨樹・巨木の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木の状況について、既存資料を整理した。確認した文献等は、表 3-1-38に示すとおりである。

また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認された巨樹・巨木は、表 3-1-39及び図3-1-27に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の最寄りの巨樹巨木は、南側約1.3kmに存在する松戸市五香にあるエノキである。

表 3-1-38　巨樹・巨木の確認文献等

文献名		対象
A	「第４回、６回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）	都市計画対象事業実施区域及びその周辺に位置する巨樹・巨木
B	「ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう！～千葉県の巨樹・古木 200 選～　改訂版」（平成 20 年４月　千葉県農林水産部）	都市計画対象事業実施区域及びその周辺に位置する巨樹・古木

表 3-1-39　都市計画対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木の状況

地点番号	樹種名	所在地
1	エノキ	松戸市五香
2	クスノキ	松戸市金ケ作
3	コウヤマキ	松戸市金ヶ作
4	スギ	柏市藤心
5	スギ	柏市塚崎
6	スギ	柏市塚崎
7	スギ	柏市塚崎
8	スギ	柏市塚崎
9	サワラ	柏市塚崎
10	スダジイ	柏市塚崎
11	スダジイ	柏市塚崎
12	ケヤキ	鎌ケ谷市粟野
13	ケヤキ	鎌ケ谷市粟野
14	カヤ	鎌ケ谷市粟野
15	サイカチ	鎌ケ谷市初富

出典：「第４回、６回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）
「ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう！～千葉県の巨樹・古木200選～改訂版」
（平成20年４月　千葉県農林水産部）

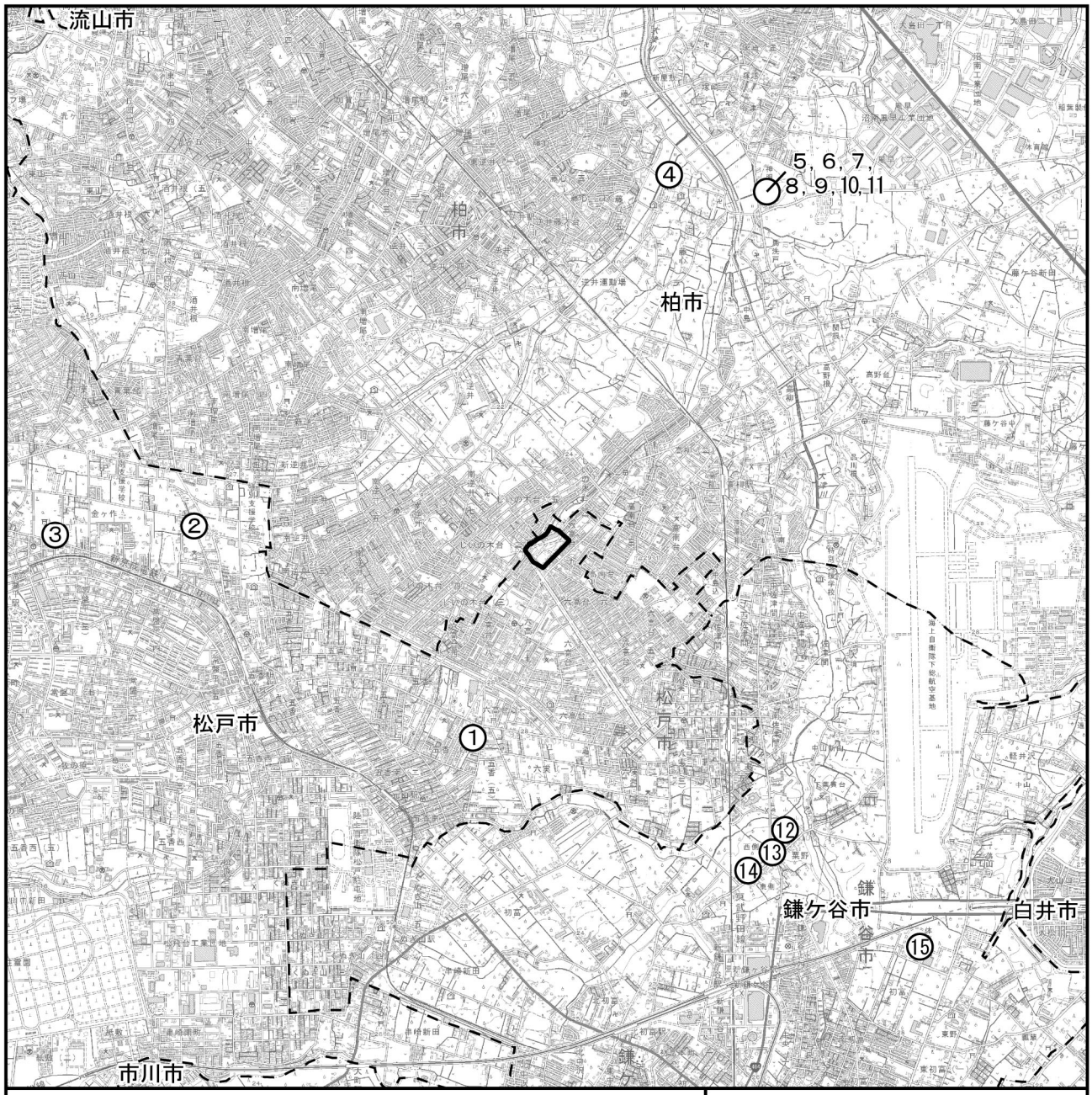

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

巨樹・巨木

注）図中の番号は表 3-1-39 と一致する。

出典：「第４回、６回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」
（環境省ホームページ）
「ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう！～千葉県の巨樹・古木 200 選～改訂版」（平成 20 年４月　千葉県農林水産部）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-27　都市計画対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木

3-1-13　動物の生息の状況

１．動物相の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表 3-1-40に示すとおりである。

表 3-1-40　動物相の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編（2011年改訂版）」 （平成23年３月　千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち松戸市、柏市、鎌ヶ谷市で確認された種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
B	「千葉県産動物総目録 千葉県の自然誌資料」 （平成15年３月　千葉県資料研究財団）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち下総台地で確認された種 ただし、詳細な地名の記載があるものについては地名に従うこととし、松戸市、柏市、鎌ヶ谷市で確認された種
C	「自然環境調査WEB-GIS　中大型哺乳類分布調査、動物(第２回～第６回調査)」 （環境省　生物多様性センターホームページ）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち松戸市、柏市、鎌ヶ谷市で確認された種
D	「柏市生きもの多様性プラン　資料編　柏市人里の生きものリスト」 （令和４年４月　柏市）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち文献に掲載されている全ての種
E	「鎌ヶ谷市史　資料編Ⅶ(自然)」 （平成12年３月　鎌ヶ谷市）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち文献に掲載されている全ての種

既存資料によると都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認された種数は、表 3-1-41に示すとおり、哺乳類が10科19種、鳥類が57科248種、爬虫類が８科14種、両生類が５科８種、昆虫類が353科4,376種、クモ類が36科260種、多足類が22科44種、魚類が13科29種、底生動物が94科321種である。

表 3-1-41　文献等により確認された種数（動物）

分類		科	種
哺乳類		10	19
鳥類		57	248
爬虫類		8	14
両生類		5	8
昆虫類		353	4,376
クモ類		36	260
多足類		22	44
陸水域	魚類	13	29
	底生動物	94	321

２．重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

（１）選定根拠・基準

重要な動物種の選定根拠は表 3-1-42に、選定基準は表 3-1-43に示すとおりである。

表 3-1-42　重要な動物種の選定根拠

選定根拠			選定基準
法令による指定	①	「文化財保護法」（昭和 25 年５月 30 日　法律第 214 号）	・特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天）
	②	「千葉県文化財保護条例」（昭和 30 年３月 29 日　条例第８号）	・県指定天然記念物（県天）
	③	「松戸市文化財の保護に関する条例」(昭和51年４月１日　条例第19号) 「柏市文化財保護条例」（昭和 51 年６月 21 日　条例第 27 号） 「鎌ケ谷市文化財保護条例」（昭和 51 年７月５日　条例第 16 号）	・市指定天然記念物（市天）
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成４年６月５日　法律第 75 号）	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際） ・特定第一種国内希少野生動植物種（特１） ・特定第二種国内希少野生動植物種（特２） ・緊急指定種（緊急）
文献による指定	⑤	「環境省レッドリスト 2020」（令和２年３月 27 日改訂　環境省報道発表資料）	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠＡ類（CR） ・絶滅危惧ⅠＢ類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・地域個体群（LP）
	⑥	「千葉県の保護上重要な野生生物　千葉県レッドリスト　動物編〈2019 年改訂版〉」（平成 29 年３月　千葉県環境生活部自然保護課）」	・消息不明・絶滅生物（X） ・最重要保護生物（A） ・重要保護生物（B） ・要保護生物（C） ・一般保護生物（D） ・情報不足

注１）⑤絶滅（EX）、野生絶滅（EW）、⑥消息不明・絶滅生物（X）については、現在生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。
注２）⑤地域個体群（LP）は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-43　重要な動物種の選定基準

選定基準				評価基準
①	特別天然記念物			国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物			国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物			県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物			市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種			その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種			国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一　商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	特定第二種国内希少野生動植物種			次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種			環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
⑤	絶滅（EX）			我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）			飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種。
			絶滅危惧ⅠＡ類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
			絶滅危惧ⅠＢ類(EN)	ⅠＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）			存続基盤が脆弱な種。
	情報不足（DD）			評価するだけの情報が不足している種。
	地域個体群（LP）			地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
⑥	消息不明・絶滅生物（X）			かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	最重要保護生物（A）			個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）			個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーA への移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）			個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーB に移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）			個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーC に移行することが予測されるもの。
	情報不足			評価するだけの情報が不足している種。

注１）表中の①～⑥は、表 3-1-42 に示した法令、文献番号と一致する。
注２）⑤地域個体群（LP）は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

（２）文献調査により確認された重要種

①　哺乳類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表3-1-44に示すとおり、４科５種である。

表 3-1-44　重要な動物種（哺乳類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ						D
2	リス科	ニホンリス						C
3	ネズミ科	ヒメネズミ						D
4		カヤネズミ						D
5	イヌ科	キツネ						B
合計	４科	５種	０種	０種	０種	０種	０種	５種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

② 鳥類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 3-1-45(1)～(3)に示すとおり、42科131種である。

表 3-1-45(1) 重要な動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	キジ科	ウズラ					VU	A
2		ヤマドリ						C
3	カモ科	マガン	国天				NT	X
4		コクガン	国天				VU	B
5		オシドリ					DD	B
6		オカヨシガモ						C
7		ヨシガモ						B
8		トモエガモ					VU	B
9		スズガモ						D
10		ビロードキンクロ						B
11		ホオジロガモ						B
12	カイツブリ科	カイツブリ						C
13		カンムリカイツブリ						D
14	ハト科	シラコバト	国天				EN	B
15		アオバト						B
16	ウ科	ヒメウ					EN	B
17		ウミウ						B
18	サギ科	ヨシゴイ					NT	A
19		ミゾゴイ					VU	A
20		ダイサギ						D
21		チュウサギ					NT	B
22		コサギ						B
23		クロサギ						C
24	トキ科	クロツラヘラサギ				国内	EN	A
25	クイナ科	シマクイナ				国内	EN	A
26		クイナ						X
27		ヒクイナ					NT	A
28		バン						B
29		オオバン						C
30	カッコウ科	ホトトギス						C
31		ツツドリ						C
32		カッコウ						C
33	ヨタカ科	ヨタカ					NT	X
34	アマツバメ科	アマツバメ						A
35		ヒメアマツバメ						C
36	チドリ科	タゲリ						D
37		ケリ					DD	A
38		ムナグロ						B
39		ダイゼン						A
40		イカルチドリ						C
41		コチドリ						B
42		シロチドリ					VU	A
43		メダイチドリ				国際		C
44		オオメダイチドリ				国際		
45	ミヤコドリ科	ミヤコドリ						A
46	セイタカシギ科	セイタカシギ					VU	A
47	シギ科	コシギ						X
48		アオシギ						X

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-45(2)　重要な動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
49	シギ科	オオジシギ					NT	A
50		チュウジシギ						A
51		シベリアオオハシシギ					DD	A
52		オグロシギ						C
53		オオソリハシシギ					VU	C
54		コシャクシギ				国際	EN	
55		チュウシャクシギ						C
56		ダイシャクシギ						A
57		ホウロクシギ				国際	VU	A
58		ツルシギ					VU	A
59		アカアシシギ					VU	B
60		アオアシシギ						B
61		カラフトアオアシシギ				国内	CR	A
62		クサシギ						C
63		タカブシギ					VU	B
64		キアシシギ						C
65		メリケンキアシシギ						A
66		ソリハシシギ						C
67		イソシギ						A
68		キョウジョシギ						C
69		オバシギ				国際		C
70		コオバシギ				国際		
71		トウネン						D
72		ウズラシギ						B
73		サルハマシギ				国際		
74		ハマシギ					NT	B
75		ヘラシギ				国内	CR	A
76		キリアイ						B
77	タマシギ科	タマシギ					VU	A
78	ツバメチドリ科	ツバメチドリ					VU	X
79	カモメ科	ズグロカモメ					VU	A
80		オオセグロカモメ					NT	
81		コアジサシ					VU	A
82		セグロアジサシ						C
83		ベニアジサシ					VU	B
84	ウミスズメ科	マダラウミスズメ					DD	B
85		ウミスズメ					CR	B
86		カンムリウミスズメ	国天				VU	A
87	ミサゴ科	ミサゴ					NT	B
88	タカ科	オジロワシ	国天			国内+国際	VU	B
89		オオワシ	国天			国内	VU	B
90		チュウヒ				国内	EN	A
91		ツミ						D
92		ハイタカ					NT	B
93		オオタカ					NT	C
94		サシバ					VU	A
95		ノスリ						C
96	フクロウ科	フクロウ						B
97		アオバズク						A
98		トラフズク						C
99		コミミズク						A
100	カワセミ科	カワセミ						C
101		ヤマセミ						A

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-45(3)　重要な動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
102	ブッポウソウ科	ブッポウソウ					EN	
103	キツツキ科	アカゲラ						C
104		アオゲラ						C
105	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	A
106	サンショウクイ科	サンショウクイ					VU	X
107	カササギヒタキ科	サンコウチョウ						A
108	モズ科	アカモズ				国内	EN	X
109	カラス科	カケス						D
110	ヒバリ科	ヒバリ						D
111	ツバメ科	コシアカツバメ						B
112		イワツバメ						D
113	ウグイス科	ヤブサメ						C
114	ムシクイ科	センダイムシクイ						C
115	センニュウ科	オオセッカ				国内	EN	A
116	ヨシキリ科	オオヨシキリ						D
117	セッカ科	セッカ						D
118	ミソサザイ科	ミソサザイ						C
119	ヒタキ科	トラツグミ						A
120		アカコッコ	国天			国内	EN	A
121		コサメビタキ						A
122		キビタキ						A
123		オオルリ						B
124	セキレイ科	キセキレイ						B
125	アトリ科	イカル						D
126	ホオジロ科	ホオジロ						C
127		ホオアカ						C
128		ノジコ					NT	
129		クロジ						D
130		コジュリン					VU	A
131		オオジュリン						D
合計	42 科	131 種	7 種	0 種	0 種	18 種	53 種	124 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

③　爬虫類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（爬虫類）は、表3-1-46に示すとおり、６科11種である。

表 3-1-46　重要な動物種（爬虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	A
2	スッポン科	ニホンスッポン					DD	情報不足
3	ヤモリ科	ニホンヤモリ						D
4	カナヘビ科	ニホンカナヘビ						D
5	ナミヘビ科	シマヘビ						C
6		アオダイショウ						D
7		ジムグリ						B
8		シロマダラ						B
9		ヒバカリ						D
10		ヤマカガシ						D
11	クサリヘビ科	ニホンマムシ						B
合計	６科	11 種	０種	０種	０種	０種	２種	11 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

④　両生類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（両生類）は、表3-1-47に示すとおり、４科６種である。

表 3-1-47　重要な動物種（両生類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	イモリ科	アカハライモリ					NT	A
2	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C
3	アカガエル科	ニホンアカガエル						A
4		トウキョウダルマガエル					NT	B
5		ツチガエル						A
6	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル						D
合計	４科	６種	０種	０種	０種	０種	２種	６種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑤　昆虫類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（昆虫類）は、表3-1-48(1)～(5)に示すとおり、80科238種である。

表 3-1-48(1)　重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A
2	アオイトトンボ科	アオイトトンボ						C
3		オツネントンボ						A
4	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						B
5		キイトトンボ						C
6		ベニイトトンボ					NT	A
7		ヒヌマイトトンボ					EN	A
8		モートンイトトンボ					NT	A
9		クロイトトンボ						D
10		セスジイトトンボ						B
11		オオセスジイトトンボ					EN	A
12		ムスジイトトンボ						B
13		オオイトトンボ						A
14	モノサシトンボ科	モノサシトンボ						C
15		オオモノサシトンボ					EN	A
16	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B
17		アオヤンマ					NT	B
18		クロスジギンヤンマ						D
19		カトリヤンマ						B
20		ヤブヤンマ						D
21		サラサヤンマ						D
22	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A
23		ヤマサナエ						D
24		キイロサナエ					NT	B
25		オナガサナエ						B
26		ホンサナエ						B
27		ウチワヤンマ						D
28		ナゴヤサナエ					VU	A
29		コサナエ						A
30	トンボ科	ハラビロトンボ						B
31		チョウトンボ						D
32		コノシメトンボ						D
33		マイコアカネ						D
34		ヒメアカネ						A
35		ミヤマアカネ						X
36		オオキトンボ					EN	X
37	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ						C
38	カマキリ科	ウスバカマキリ					DD	情報不足
39	クツワムシ科	クツワムシ						C
40	キリギリス科	カスミササキリ						A
41	マツムシ科	クチキコオロギ						D
42		カヤコオロギ						A
43		マツムシ						D
44	コオロギ科	クロツヤコオロギ						C
45	バッタ科	イナゴモドキ						A
46		ツマグロバッタ						D
47	イナゴ科	セグロイナゴ						A
48	セミ科	ハルゼミ						A

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-48(2)　重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
49	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ						D
50	カメムシ科	イネカメムシ						C
51		ルリクチブトカメムシ						C
52	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A
53	ミズムシ科（昆）	ミゾナシミズムシ					NT	
54		ミヤケミズムシ					NT	
55	コオイムシ科	コオイムシ					NT	
56		タガメ				特２	VU	A
57	センブリ科	ヤマトセンブリ					DD	
58	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ						B
59	ツノトンボ科	ツノトンボ						C
60	ガガンボモドキ科	ガガンボモドキ						C
61	シリアゲムシ科	キシタトゲシリアゲ						B
62		ヤマトシリアゲ						D
63	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ						D
64	エグリトビケラ科	セグロトビケラ						B
65	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ						D
66	セセリチョウ科	アオバセセリ						B
67		ミヤマセセリ						B
68		ホソバセセリ						B
69		ギンイチモンジセセリ					NT	
70		ミヤマチャバネセセリ						C
71		オオチャバネセセリ						B
72	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ						C
73		ウラゴマダラシジミ						C
74		コツバメ						B
75		オオミドリシジミ						C
76		アカシジミ						C
77		ウラナミアカシジミ						C
78		ミドリシジミ						C
79		ウラキンシジミ						A
80		シルビアシジミ					EN	B
81	タテハチョウ科	コムラサキ						C
82		ミドリヒョウモン						C
83		ウラギンスジヒョウモン					VU	X
84		オオウラギンスジヒョウモン						A
85		ウラギンヒョウモン						A
86		ゴマダラチョウ						C
87		アサマイチモンジ						C
88		ジャノメチョウ						C
89		クモガタヒョウモン						A
90		ミスジチョウ						C
91		ヒオドシチョウ						B
92		オオムラサキ					NT	B
93	アゲハチョウ科	オナガアゲハ						C
94	シロチョウ科	ツマグロキチョウ					EN	X
95	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ					NT	
96	スズメガ科	スキバホウジャク					VU	
97	ドクガ科	スゲドクガ					NT	
98	ヒトリガ科	マエアカヒトリ					NT	X
99		ヒトリガ						B
100		シロホソバ					NT	
101		ヤネホソバ					NT	
102		キバラヒトリ						X

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-48(3)　重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
103	ヤガ科	ウスズミケンモン					NT	C
104		ガマヨトウ					VU	C
105		コシロシタバ					NT	
106		カギモンハナオイアツバ					NT	
107		ホソバオビキリガ						D
108		ウスミミモンキリガ					NT	
109		キスジウスキヨトウ					VU	
110		キシタアツバ					NT	
111		ミスジキリガ					NT	B
112		ツマグロキヨトウ						C
113		オオチャバネヨトウ					VU	C
114		ギンモンアカヨトウ					VU	
115		マガリスジコヤガ					VU	
116		イチモジヒメヨトウ					VU	C
117	アブ科	ヨスジキンメアブ						D
118		ハタケヤマアブ						D
119	ハナアブ科	マガリモンハナアブ						B
120	クロバエ科	ミドリバエ						D
121	イエバエ科	ノサシバエ						X
122		ミナミサシバエ						X
123		チビトゲアシメマトイ						B
124		ウミベカトリバエ						B
125		クロイエバエ						X
126		ミドリイエバエ						X
127		コミドリイエバエ						X
128	ニクバエ科	キーガンニクバエ						C
129	ヒメイエバエ科	ホリヒメイエバエ						B
130		ホホヒゲヒメイエバエ						B
131	ホソクビゴミムシ科	アオバネホソクビゴミムシ						D
132		コホソクビゴミムシ						C
133	オサムシ科	クロカタビロオサムシ						A
134		アカガネオサムシ					VU	
135		セアカオサムシ					NT	B
136		クマガイクロアオゴミムシ					NT	A
137		コアトワアオゴミムシ						C
138		オオサカアオゴミムシ					DD	C
139		クビナガキベリアオゴミムシ					DD	C
140		ツヤキベリアオゴミムシ					VU	C
141		キイロホソゴミムシ					EN	A
142		チビアオゴミムシ					EN	A
143		オオキベリアオゴミムシ						D
144		タナカツヤハネゴミムシ					DD	C
145		キベリマルクビゴミムシ					EN	B
146		エチゴトックリゴミムシ					NT	B
147		オオトックリゴミムシ					NT	C
148		イグチケブカゴミムシ					NT	C
149		トネガワナガゴミムシ						B
150		カジムラヒメナガゴミムシ						C
151		クビナガヨツボシゴミムシ					DD	B
152	ハンミョウ科	ホソハンミョウ					VU	A
153		コハンミョウ						C

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-48(4)　重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
154	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ					VU	A
155		シャープゲンゴロウモドキ				国内	CR	A
156		シマゲンゴロウ					NT	D
157		オオイチモンジシマゲンゴロウ				特２	EN	A
158		ケシゲンゴロウ					NT	D
159		キベリクロヒメゲンゴロウ					NT	B
160		ルイスツブゲンゴロウ					VU	B
161		シャープツブゲンゴロウ					NT	A
162	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	C
163		ミズスマシ					VU	C
164	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ					VU	B
165	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						C
166	ガムシ科	コガムシ					DD	D
167		ガムシ					NT	C
168		コガタガムシ					VU	A
169		シジミガムシ					EN	
170	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ						D
171		ヤマトモンシデムシ					NT	B
172		オニヒラタシデムシ						C
173	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ					DD	C
174	ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						D
175	クワガタムシ科	オオクワガタ					VU	A
176	アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ						B
177	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ						C
178		オオフタホシマグソコガネ						B
179		キバネマグソコガネ					NT	A
180		クロモンマグソコガネ					NT	A
181		ダルママグソコガネ					DD	
182		アラメエンマコガネ					NT	A
183		シロスジコガネ						C
184	ホタル科	ゲンジボタル						B
185		ヘイケボタル						C
186		クロマドボタル						C
187	カミキリムシ科	ハンノキカミキリ						A
188		アカアシオオアオカミキリ						B
189		ベーツヒラタカミキリ						B
190		ベニバハナカミキリ						C
191		チャイロヒメハナカミキリ						D
192		ネジロカミキリ						C
193		ヨツボシカミキリ					EN	A
194		アサカミキリ					VU	A
195	ハムシ科	オオルリハムシ					NT	B
196		キアシネクイハムシ						C
197		フトネクイハムシ						C
198		イネネクイハムシ						C
199		ジュンサイハムシ						D
200		スゲハムシ						C
201	イネゾウムシ科	ウキクサミズゾウムシ						B
202	ミフシハバチ科	ワレモコウチュウレンジ						C
203	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ					DD	
204	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ					DD	C
205	キバチ科	ヒゲジロキバチ						C
206	クキバチ科	モンクキバチ						C

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-48(5)　重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
207	セイボウ科	セイドウマルセイボウ						C
208		オオセイボウ					DD	
209		スダセイボウ					DD	
210	スズメバチ科	ハグロフタオビドロバチ						B
211		キボシトックリバチ						C
212		ヤマトアシナガバチ					DD	
213		モンスズメバチ					DD	
214	クモバチ科	アケボノベッコウ					DD	
215		ムツボシクモバチ					NT	A
216		スギハラベッコウ					DD	C
217		フタモンベッコウ					NT	
218		ヤマトアオスジベッコウ					DD	
219	ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ					NT	B
220		ナミコオロギバチ					NT	
221		ニッポントゲアナバチ						C
222		コウライクモカリバチ					DD	B
223		フクイジガバチモドキ					DD	B
224	ドロバチモドキ科	ニッポンアワフキバチ					DD	C
225		ヤマトスナハキバチ					DD	
226		ニッポンハナダカバチ					VU	
227		キアシハナダカバチモドキ					VU	B
228	アリマキバチ科	カラトイスカバチ					DD	
229	ヒメハナバチ科	ヤスマツヒメハナバチ					DD	B
230	ミツバチ科	シロスジフトハナバチ						A
231		クロマルハナバチ					NT	C
232		ウスルリモンハナバチ						A
233		ナミルリモンハナバチ					DD	
234	コハナバチ科	チバヤドリコハナバチ						C
235	ハキリバチ科	フルカワフトハキリバチ					DD	A
236		クズハキリバチ					DD	
237	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ						C
238	コマユバチ科	シブオナガコマユバチ						A
合計	80 科	238 種	0 種	0 種	0 種	3 種	105 種	204 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑥　クモ類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（クモ類）は、表3-1-49に示すとおり、５科９種である。

表 3-1-49　重要な動物種（クモ類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ジグモ科	ワスレナグモ					NT	A
2	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ					NT	A
3	トタテグモ科	キノボリトタテグモ					NT	B
4		キシノウエトタテグモ					NT	B
5	コガネグモ科	コケオニグモ						A
6		オニグモ						D
7		コガネグモ						C
8		ナカムラオニグモ						D
9	コモリグモ科	シッチコモリグモ						C
合計	５科	９種	０種	０種	０種	０種	４種	９種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑦　多足類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（多足類）は、表3-1-50に示すとおり、６科６種である。

表 3-1-50　重要な動物種（多足類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ババヤスデ科	トラフババヤスデ						A
2	エリヤスデ科	ヒメヨロイヤスデ						C
3	ハガヤスデ科	コブヤスデ						A
4	ベニジムカデ科	エリジロベニジムカデ						C
5	イシムカデ科	タジマガハラヒトフシムカデ						A
6	ゲジ科	ゲジ						B
合計	６科	６種	０種	０種	０種	０種	０種	６種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑧　陸水生物

ア．魚類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（魚類）は、表3-1-51に示すとおり、７科11種である。

表 3-1-51　重要な動物種（魚類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類注4）					VU	A
2	ウナギ科	ニホンウナギ					EN	C
3	コイ科	ゲンゴロウブナ注3）					EN	
4		キンブナ					VU	B
5		ギンブナ						D
6		ヤリタナゴ注3）					NT	B
7		ワタカ注3）					CR	
8		モツゴ						D
9		ニゴイ						C
10		スゴモロコ注3）					VU	
11	ドジョウ科	ドジョウ					NT	
12	フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	C
13	ナマズ科	ナマズ						B
14	ハゼ科	ヌマチチブ						D
合計	７科	14 種	０種	０種	０種	０種	９種	10 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。
注３）「千葉県の外来生物リスト　2020年改訂版」（令和２年３月　千葉県）において、外来種とされている。
注４）⑤環境省RLでは「スナヤツメ北方種」及び「スナヤツメ南方種」がVUに指定されている。また、⑥千葉県RLでは「スナヤツメ種群」がAに指定されている。

イ．底生動物

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（底生動物）は、表 3-1-52(1)、(2)に示すとおり、31科72種である。

表 3-1-52(1)　重要な動物種（底生動物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	タニシ科	マルタニシ					VU	D
2		オオタニシ					NT	
3	イツマデガイ科	カタヤマガイ					CR+EN	A
4	エゾマメタニシ科	マメタニシ					CR	A
5	モノアラガイ科	モノアラガイ					NT	A
6	ケシガイ科	ケシガイ					NT	
7	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ					VU	A
8	キセルモドキ科	キセルモドキ						C
9	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ					NT	C
10	キセルガイ科	チュウゼンジギセル					NT	B
11		オオタキコギセル						D
12	オオコウラナメクジ科	オオコウラナメクジ					NT	
13	ベッコウマイマイ科	キヌツヤベッコウ					DD	
14	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ					NT	C
15	イシガイ科	カラスガイ					EN	A
16		ヨコハマシジラガイ					NT	C
17		イシガイ						D
18		マツカサガイ					NT	B
19	シジミ科	マシジミ					VU	A
20	ヌマエビ科	ヌカエビ						C
21	テナガエビ科	テナガエビ						D
22		スジエビ						D
23	サワガニ科	サワガニ						C
24	イワガニ科	モクズガニ						D
25	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A
26	アオイトトンボ科	アオイトトンボ						C
27		オツネントンボ						A
28	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						B
29		キイトトンボ						C
30		ベニイトトンボ					NT	A
31		ヒヌマイトトンボ					EN	A
32		モートンイトトンボ					NT	A
33		クロイトトンボ						D
34		セスジイトトンボ						B
35		オオセスジイトトンボ					EN	A
36		ムスジイトトンボ						B
37		オオイトトンボ						A
38	モノサシトンボ科	モノサシトンボ						C
39		オオモノサシトンボ					EN	A
40	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B
41		アオヤンマ					NT	B
42		クロスジギンヤンマ						D
43		カトリヤンマ						B
44		ヤブヤンマ						D
45		サラサヤンマ						D
46	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A
47		ヤマサナエ						D

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-52(2)　重要な動物種（底生動物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
48	サナエトンボ科	キイロサナエ					NT	B
49		オナガサナエ						B
50		ホンサナエ						B
51		ウチワヤンマ						D
52		ナゴヤサナエ					VU	A
53		コサナエ						A
54	トンボ科	ハラビロトンボ						B
55		チョウトンボ						D
56		コノシメトンボ						D
57		マイコアカネ						D
58		ヒメアカネ						A
59		ミヤマアカネ						X
60		オオキトンボ					EN	X
61	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A
62	ミズムシ科（昆）	ミゾナシミズムシ					NT	
63		ミヤケミズムシ					NT	
64	コオイムシ科	コオイムシ					NT	
65		タガメ				国内	VU	A
66	センブリ科	ヤマトセンブリ					DD	
67	ガムシ科	コガムシ					DD	D
68		ガムシ					NT	C
69		コガタガムシ					VU	A
70		シジミガムシ					EN	
71	ホタル科	ゲンジボタル						B
72		ヘイケボタル						C
合計	31 科	72 種	0 種	0 種	0 種	1 種	36 種	63 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑥は、表 3-1-42及び表 3-1-43に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

3-1-14　生態系の状況

１．環境類型区分

都市計画対象事業実施区域及びその周辺を含む千葉県は、「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成11年　環境庁）の生物多様性保全のための国土区分（試案）によると、図 3-1-28に示すとおり本州中部太平洋側区域に属しており、大まかな生物群集としては「照葉樹林生物群集」の北限域に該当すると考えられる。潜在的な植生はシイやカシ類の常緑広葉樹が発達し、低木類はヤブツバキ、サカキなどの植生があったものと想定される。

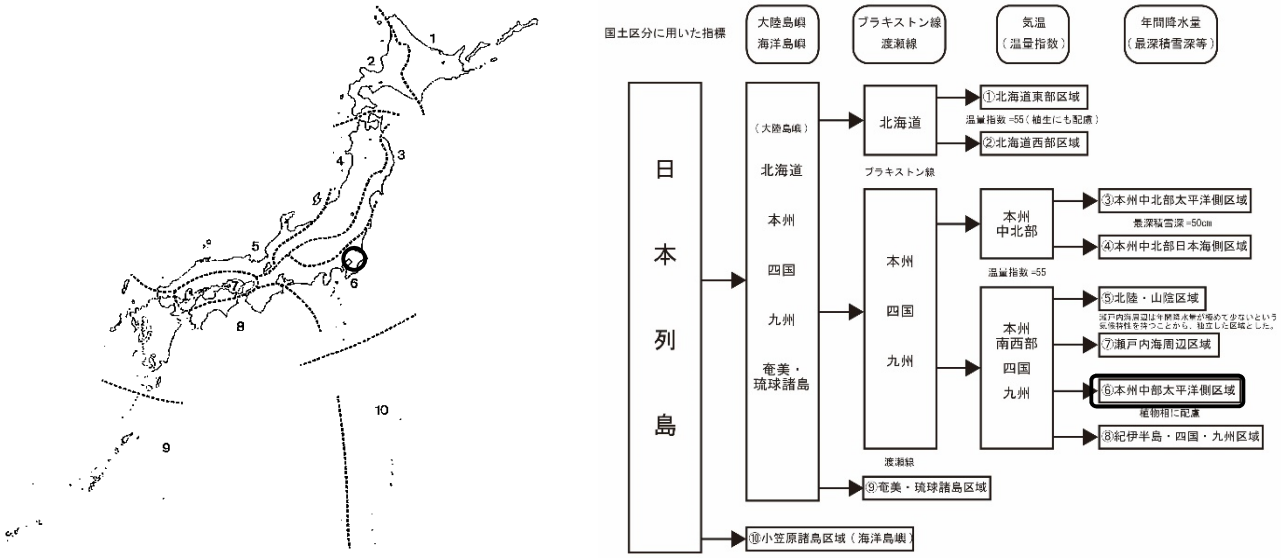

出典：「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成 11 年　環境庁）

図 3-1-28　生物多様性保全のための国土区分（試案）及びその作成方法

都市計画対象事業実施区域及びその周辺は改変地及び上位砂礫台地であり、市街地及び緑の多い住宅地が広がっているほか、畑雑草群落、クヌギ−コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び果樹園等が点在している。また、都市計画対象事業実施区域東側には大津川が流れており、河川沿いには水田雑草群落やヨシクラス等が見られるほか、外来水草群落も存在している。

これらを踏まえて都市計画対象事業実施区域及びその周辺を概観すると、市街地や住宅地等の人為の環境が広く広がっているため、生産者である植物の生育基盤は少なく、多様性は乏しいものの、一部ではクヌギ−コナラ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林等の樹林地や畑雑草群落等の耕作地が点在しており、自然環境が局所的に維持されているものと考えられる。

生態系の基部では、分解者として土壌生物等が存在し、分解者が分解した養分を利用する生産者として植物が位置しており、その上位（第１次消費者）には、植物を栄養源とするバッタ科やチョウ科等の昆虫類、カゲロウ科等の底生動物、草食性の鳥類や小型哺乳類の一部等が位置していると考えられる。また、その上位（第２次消費者）には、昆虫類等を捕食するトンボ科、カマキリ科、オサムシ科等の肉食性昆虫類、クモ類、多足類、両生類、爬虫類、ヒタキ科等の鳥類、ネズミ科等の哺乳類が位置していると考えられ、さらにその上位（第３次消費者）には、哺乳類や両生類等を捕食するヘビ類、タカ科やハヤブサ科等の猛禽類等が位置する構造であると考えられる。

3-1-15　景観の状況

１．主要な眺望点

都市計画対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望点となり得る主要な地点は、表 3-1-53及び図 3-1-29に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域最寄りの眺望点は、都市計画対象事業実施区域南側に六実さくら通りが位置している。そのほか、南西側約2.2kmに常盤平さくら通り、北東側約2.6kmに神明社等が位置している。

表 3-1-53　主要な眺望点

市名	地点番号	名称	眺望の状況
松戸市	1	常盤平さくら通り	大きく生長した多種の街路樹と変化のある地形が相まった表情豊かな並木道を眺望することができる。
	2	常盤平けやき通り	
	3	六実さくら通り	道路幅員が広く、艶やかな桜を眺望することができる。
柏市	4	神明社	参道から大津川と田園風景を望むことができる。
鎌ケ谷市	5	かまがやスカイビュー	市役所屋上から鎌ケ谷市内を一望できる。また、天気や季節によって、富士山や東京スカイツリーを見ることができる。
	6	市制記念公園	管理事務所の展望台から、走り抜ける鉄道の車両を目の高さで見ることができる。

出典：「松戸市景観計画」（平成23年３月　松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成15年３月　柏市）
「鎌ケ谷市PRパンフレット」（平成25年９月　鎌ケ谷市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成25年３月　鎌ケ谷市）

２．景観資源

都市計画対象事業実施区域周辺における、主要な景観資源は表 3-1-54及び図 3-1-30に示すとおりである。

表 3-1-54　主要な景観資源

市名	地点番号	名称
松戸市	1	常盤平さくら通り
	2	常盤平けやき通り
柏市	3	神明社のスダジイ林
	4	逆井カタクリ
	5	大津川から見た藤心田園
鎌ケ谷市	6	キンモクセイ
	7	豊作稲荷神社の林
	8	日枝神社の林
	9	佐津間城跡
	10	宝泉院チャボヒバ
	11	粟野下葉貫台斜面コブシ
	12	鎌ケ谷北部小学校校庭フジ

出典：「千葉県自然環境情報図」（平成元年３月　環境庁）
「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）
「松戸市景観計画」（平成23年３月　松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成15年３月　柏市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成25年３月　鎌ケ谷市）
「鎌ケ谷市景観計画」（平成26年３月　鎌ケ谷市）

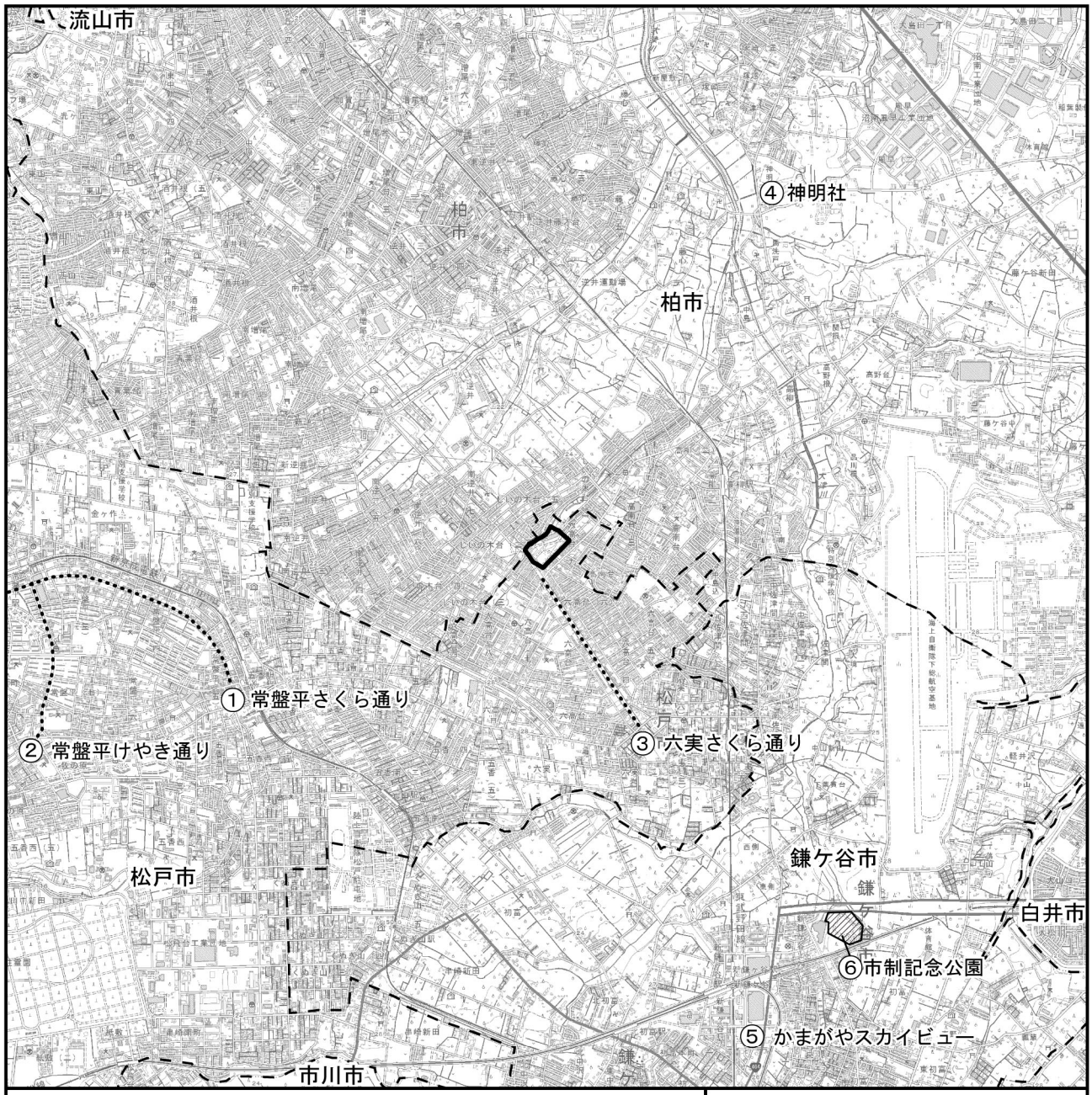

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

主要な眺望点

注）図中の番号は表 3-1-53 と一致する。

出典：「松戸市景観計画」（平成 23 年３月　松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成 15 年３月　柏市）
「鎌ケ谷市 PR パンフレット」（平成 25 年９月　鎌ケ谷市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成 25 年３月　鎌ケ谷市）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-29　主要な眺望点

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

主要な景観資源

注）図中の番号は表 3-1-54 と一致する。

出典：「千葉県自然環境情報図」（平成元年３月　環境庁）
「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）
「松戸市景観計画」（平成 23 年３月　松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成 15 年３月　柏市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成 25 年３月　鎌ケ谷市）
「鎌ケ谷市景観計画」（平成 26 年３月　鎌ケ谷市）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-30　主要な景観資源

3-1-16　人と自然との触れ合いの活動の状況

都市計画対象事業実施区域周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表3-1-55及び図 3-1-31に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、主に公園や並木通り等があげられ、西側約0.5kmに晴山幼稚園の雑木林、約1.2kmに西佐津間公園等が位置している。なお、都市計画対象事業実施区域内には、旧施設の多目的広場（クリーンセンター公園）が存在する。旧施設の多目的広場は、公園機能を有していることから主要な人と自然との触れ合いの活動の場として整理した。

表 3-1-55　主要な人と自然との触れ合いの活動の場

市名	地点番号	名称
松戸市	1	多目的広場（クリーンセンター公園）
	2	常盤平さくら通り
	3	常盤平けやき通り
	4	金ケ作公園
	5	金成山祖光院
	6	八柱霊園
	7	金ケ作育苗圃
柏市	8	晴山幼稚園の雑木林
	9	観音寺
	10	逆井のビオトープ
	11	南増尾小鳥の森
	12	南部公園
	13	カタクリの群生地
	14	廣池学園
	15	酒井根下田の森
	16	中原ふれあい防災公園
鎌ケ谷市	17	市制記念公園
	18	新鎌ふれあい公園
	19	東部調整池
	20	北初富公園
	21	西佐津間公園
	22	粟野地区公園

出典：「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）
「地域の自然・風景」（松戸市ホームページ）
「るるぶいきいき松戸市」（令和４年11　松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成15年３月　柏市）
「鎌ケ谷市PRパンフレット」（平成25年９月　鎌ケ谷市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成25年３月　鎌ケ谷市）
「鎌ケ谷市景観計画」（平成26年３月　鎌ケ谷市）

凡　例

都市計画対象事業実施区域

市境

主要な人と自然との触れ合いの活動の場

注）図中の番号は表 3-1-55 と一致する

出典：「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）
「地域の自然・風景」（松戸市ホームページ）
「るるぶいきいき松戸市」（令和４年 11　松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成 15 年３月　柏市）
「鎌ケ谷市 PR パンフレット」（平成 25 年９月　鎌ケ谷市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成 25 年３月　鎌ケ谷市）
「鎌ケ谷市景観計画」（平成 26 年３月　鎌ケ谷市）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。

N

1:40,000

0　0.4　0.8　1.6km

図 3-1-31　主要な人と自然との触れ合いの活動の場